

令和元年度分 第4次安城市障害者計画進捗結果 (計画期間 H27～R2)

基本理念 わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～

評価 ○：年度目標達成
 △：実施中であるが達成せず
 ×：着手できず
 -：令和元年度実績なし

分野	基本施策	推進施策	施策数	○	△	×	-	
1 啓発・広報 上段：施策数 下段：割合(%) 実施施策 ○ △ ×	1-1 福祉のこころの啓発	1-1-1 啓発・広報活動の推進	6	6	0	0	0	
		1-1-2 障害と障害者理解の促進	5	5	0	0	0	
	1-2 地域福祉の推進	1-2-1 地域福祉活動の推進	5	5	0	0	0	
		1-2-2 ボランティアの育成	2	2	0	0	0	
		1-2-3 ボランティア活動への支援	4	4	0	0	0	
22	22	0	0					
100	100.0	0.0	0.0					
2 生活支援	2-1 生活支援サービスの充実	2-1-1 サービスの質の向上	3	3	0	0	0	
		2-1-2 訪問系・日中活動系サービスの充実	5	4	0	0	1	
		2-1-3 居住系サービスの充実	2	2	0	0	0	
		2-1-4 移動の支援	5	5	0	0	0	
	2-2 経済的支援	2-2-1 各種福祉手当の支給	2	2	0	0	0	
		2-2-2 各種助成制度や利用料の減免	3	3	0	0	0	
	2-3 スポーツ・文化芸術活動の推進	2-3-1 スポーツ活動の推進	3	3	0	0	0	
		2-3-2 文化芸術活動の推進	3	3	0	0	0	
		2-3-3 参加しやすい環境づくり	3	3	0	0	0	
	28	28	0	0				
100	100.0	0.0	0.0					
3 生活環境	3-1 安全・安心のまちづくり	3-1-1 防災対策の推進	8	7	0	0	1	
		3-1-2 緊急時の情報の発信	2	2	0	0	0	
		3-1-3 消費者トラブルの防止と救済・交通安全教育の実施	2	2	0	0	0	
	3-2 人にやさしいまちづくり	3-2-1 人にやさしい施設の整備	3	3	0	0	0	
		3-2-2 住まいの充実	2	2	0	0	0	
16	16	0	0					
100	100.0	0.0	0.0					
4 療育・教育・子育て	4-1 子ども発達支援の充実	4-1-1 乳幼児健康診査等の充実	5	5	0	0	0	
		4-1-2 療育相談の充実	2	2	0	0	0	
		4-1-3 情報交換、協力体制の充実	3	3	0	0	0	
		4-1-4 療育体制の推進	3	2	0	0	1	
	4-2 子育て支援の充実	4-2-1 統合保育・交流保育の推進	2	2	0	0	0	
		4-2-2 子育て支援の充実	4	2	1	0	1	
	4-3 インクルーシブ教育の推進	4-3-1 教育相談等の充実	4	4	0	0	0	
		4-3-2 インクルーシブ教育システムの構築	7	7	0	0	0	
		4-3-3 進路指導の充実	3	3	0	0	0	
31	30	1	0					
100	96.8	3.2	0.0					
5 雇用・就労	5-1 一般就労機会の拡大	5-1-1 雇用・就労の啓発・広報	4	4	0	0	0	
		5-1-2 雇用・就労の支援	4	4	0	0	0	
	5-2 福祉的就労の支援	4	4	0	0	0		
	5-3 就労相談・情報提供	5-3-1 相談支援体制の充実	3	3	0	0	0	
		5-3-2 創業・起業等の支援	3	2	0	0	1	
17	17	0	0					
100	100.0	0.0	0.0					
6 保健・医療	6-1 障害の原因となる疾病の予防	6-1-1 生活習慣病予防とこころの健康づくりの推進	3	3	0	0	0	
		6-1-2 介護予防の推進	1	1	0	0	0	
	6-2 医療サービスの実施	6-2-1 地域医療の促進	2	1	0	0	1	
		6-2-2 自立支援医療と医療費の助成	3	3	0	0	0	
	8	8	0	0				
100	100.0	0.0	0.0					
7 相談・情報提供	7-1 相談・情報提供の充実	7-1-1 相談窓口の充実	4	4	0	0	0	
		7-1-2 情報提供の充実	5	5	0	0	0	
	7-2 意思疎通支援体制の充実	7-2-1 意思疎通支援事業等の充実	4	4	0	0	0	
		7-2-2 ICTへの対応	2	2	0	0	0	
	7-3 権利の擁護	7-3-1 障害を理由とする差別の解消の推進	2	2	0	0	0	
		7-3-2 権利擁護の推進	4	4	0	0	0	
21	21	0	0					
100	100.0	0.0	0.0					
			施策数	149	142	1	0	6
			割合(%)	100	95.3	0.7	0.0	4.0

元年度一の項目

基本施策	NO	具体的内容	令和元年度の目標	令和元年度実施状況	備考
第2章 1 生活支援サービスの充実	29	介護保険サービスの利用 介護保険事業者が指定障害福祉サービスの提供ができるように、基準該当障害福祉サービスの実施について、協議・検討していきます。	①障害福祉サービスが慢性的に不足する場合に、基準該当サービスが認められる介護保険サービスについて協議します。 ②障害福祉課の求めに応じ協議します。	令和元年度は、協議の機会はありませんでしたが、必要に応じて協議していきます。	
第3章 1 安全・安心のまちづくり	59	特定福祉避難所の機能の充実 専門性の高いケアが必要な人を受け入れるため、特定福祉避難所に指定している、障害福祉施設や特別支援学校に対して、災害時に必要な物資の配備を順次進め、災害に備えます。	必要な物資を順次配備していく。	特定福祉避難所への配備が完了したため未実施。	
第4章 1 子ども発達支援の充実	79	(仮称)子ども発達支援センターの整備 早期療育を必要とする児童の増加や相談機能の充実等に対応するため、療育センター、サルビア学園を併せ、さらに機能を高めた「(仮称)子ども発達支援センター」の整備を推進します。	平成30年度整備完了	平成30年度整備完了	
第4章 2 子育て支援の充実	85	小中学校への介護員の派遣 安城市立の小中学校に在学する肢体不自由の児童生徒が、学校生活において、一時的に保護者の付添いができない場合は、介護員を派遣し、通学の維持を図ります。	必要に応じて事業の実施	平成30年度まで実績がなかったため安城市肢体不自由児童・生徒介護員派遣事業実施要綱をH30.11.1付けで廃止。また、教育委員会において同様の要綱が整備・実施されている。	
第5章 3 就労相談・情報提供	119	小規模作業所等の設立支援 障害のある人の就労へのニーズに対応するため、保護者、社会福祉法人、NPO法人等による小規模作業所等の設立に対して、空き店舗等の活用を含め、身近な場所におけるサービス拠点の整備を支援します。	必要に応じて設立支援のための補助制度の検討。	令和元年度について実績はありません。	
第6章 2 医療サービスの実施	125	入院中の院内における支援の実施 知的障害等のある人が入院したときに、普段から障害のある人を理解しているサービス提供事業者が支援員を派遣し、医療施設内での意思の疎通を図るサービスについて、意思疎通支援事業として実施します。	事業開始	平成30年度まで実績がないため入院時コミュニケーション支援事業要綱はH31.3.31付けで廃止。また、国の制度(サービス)でH30年度から代替で実施。	

第4次安城市障害者計画5年間評価後の今後の方針

方針 1：完了、2：継続（拡充）、3：継続（現状維持）、4：継続（縮小）、5：未着手（実施に向け継続）、6：未着手（そのまま終了）、7：事業廃止

分野	基本施策	推進施策	実施状況							
			施策数	完	拡	維	縮	未-継	未-終	廃
1 啓発・広報 上段：施策数 下段：割合(%) 実施施策 拡大 維持 縮小 他	1-1 福祉のこころの啓発	1-1-1 啓発・広報活動の推進	6	0	0	6	0	0	0	0
		1-1-2 障害と障害者理解の促進	5	0	0	5	0	0	0	0
	1-2 地域福祉の推進	1-2-1 地域福祉活動の推進	5	0	0	5	0	0	0	0
		1-2-2 ボランティアの育成	2	0	0	2	0	0	0	0
		1-2-3 ボランティア活動への支援	4	0	0	4	0	0	0	0
22	0	22	0	0	100	0.0	100.0	0.0	0.0	
2 生活支援 実施施策 拡大 維持 縮小 他	2-1 生活支援サービスの充実	2-1-1 サービスの質の向上	3	0	1	2	0	0	0	0
		2-1-2 訪問系・日中活動系サービスの充実	5	0	0	5	0	0	0	0
		2-1-3 居住系サービスの充実	2	0	1	1	0	0	0	0
		2-1-4 移動の支援	5	0	0	5	0	0	0	0
	2-2 経済的支援	2-2-1 各種福祉手当の支給	2	0	0	2	0	0	0	0
		2-2-2 各種助成制度や利用料の減免	3	0	0	3	0	0	0	0
	2-3 スポーツ・文化芸術活動の推進	2-3-1 スポーツ活動の推進	3	0	0	3	0	0	0	0
		2-3-2 文化芸術活動の推進	3	0	0	3	0	0	0	0
2-3-3 参加しやすい環境づくり		3	0	0	3	0	0	0	0	
29	2	27	0	0	100	6.9	93.1	0.0	0.0	
3 生活環境 実施施策 拡大 維持 縮小 他	3-1 安全・安心のまちづくり	3-1-1 防災対策の推進	8	1	0	7	0	0	0	0
		3-1-2 緊急時の情報の発信	2	0	0	2	0	0	0	0
		3-1-3 消費者トラブルの防止と救済・交通安全教育の実施	2	0	0	2	0	0	0	0
	3-2 人にやさしいまちづくり	3-2-1 人にやさしい施設の整備	3	0	0	3	0	0	0	0
		3-2-2 住まいの充実	2	0	0	1	0	0	0	1
		3-2-3 高齢者の生活環境の整備	2	0	0	2	0	0	0	0
17	0	15	0	2	100	0.0	88.2	0.0	11.8	
4 療育・教育・子育て 実施施策 拡大 維持 縮小 他	4-1 子ども発達支援の充実	4-1-1 乳幼児健康診査等の充実	5	0	0	5	0	0	0	0
		4-1-2 療育相談の充実	2	0	0	2	0	0	0	0
		4-1-3 情報交換、協力体制の充実	3	0	0	3	0	0	0	0
		4-1-4 療育体制の推進	3	1	0	2	0	0	0	0
	4-2 子育て支援の充実	4-2-1 統合保育・交流保育の推進	2	0	0	2	0	0	0	0
		4-2-2 子育て支援の充実	4	0	1	2	0	0	0	1
	4-3 インクルーシブ教育の推進	4-3-1 教育相談等の充実	4	0	0	4	0	0	0	0
		4-3-2 インクルーシブ教育システムの構築	7	0	0	7	0	0	0	0
4-3-3 進路指導の充実		3	0	0	3	0	0	0	0	
33	1	30	0	2	100	3.0	90.9	0.0	6.1	
5 雇用・就労 実施施策 拡大 維持 縮小 他	5-1 一般就労機会の拡大	5-1-1 雇用・就労の啓発・広報	4	0	1	3	0	0	0	0
		5-1-2 雇用・就労の支援	4	0	0	4	0	0	0	0
	5-2 福祉的就労の支援	5-2-1 福祉的就労の支援	4	0	0	4	0	0	0	0
		5-2-2 福祉的就労の支援	4	0	0	4	0	0	0	0
		5-2-3 福祉的就労の支援	4	0	0	4	0	0	0	0
18	1	16	1	0	100	5.6	88.9	5.6	0.0	
6 保健・医療 実施施策 拡大 維持 縮小 他	6-1 障害の原因となる疾病の予防	6-1-1 生活習慣病予防とこころの健康づくりの推進	3	0	0	3	0	0	0	0
		6-1-2 介護予防の推進	1	0	0	1	0	0	0	0
	6-2 医療サービスの実施	6-2-1 地域医療の促進	2	0	0	1	0	0	0	1
		6-2-2 自立支援医療と医療費の助成	3	0	0	3	0	0	0	0
9	0	8	0	1	100	0.0	88.9	0.0	11.1	
7 相談・情報提供 実施施策 拡大 維持 縮小 他	7-1 相談・情報提供の充実	7-1-1 相談窓口の充実	4	0	0	4	0	0	0	0
		7-1-2 情報提供の充実	5	0	1	4	0	0	0	0
	7-2 意思疎通支援体制の充実	7-2-1 意思疎通支援事業等の充実	4	0	0	4	0	0	0	0
		7-2-2 ICTへの対応	2	0	0	2	0	0	0	0
	7-3 権利の擁護	7-3-1 障害を理由とする差別の解消の推進	2	0	0	2	0	0	0	0
		7-3-2 権利擁護の推進	4	0	1	3	0	0	0	0
21	2	19	0	0	100	9.5	90.5	0.0	0.0	
施策数			149	2	6	137	1	0	0	3
割合(%)			100	1.3	4.0	91.9	0.7	0.0	0.0	2.0

次期計画への方向性（3：現状維持以外の施策）

基本施策	NO	具体的内容	5年間評価	次期計画への方向性
第2章 1 生活支援サービスの充実	23	サービス提供事業者間の連携 自立支援協議会においてサービス提供事業者間の連携を図り、サービスの質の向上に努めます。	自立支援協議会の各担当者会の活動を通じ、事業者間の連携を深めることができた。	2:継続(拡充) 包括と相談、病院、行政との連携・連絡を強化する。
第2章 1 生活支援サービスの充実	32	地域生活支援拠点の整備 グループホーム等の居住支援機能と、短期入所系サービス、相談支援等地域支援機能の一体的な整備を図ることにより、地域生活支援の拠点づくりを進め、障害のある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	令和元年度までに面的整備をおこなったが、周知不足等により体験の機会・場の利用率が低い。	2:継続(拡充) 現在の拠点が精神に特化しているため、他の障害でも利用できる機能の検討を行い方針を決める。
第3章 1 安全・安心のまちづくり	59	特定福祉避難所の機能の充実 専門性の高いケアが必要な人を受け入れるため、特定福祉避難所に指定している、障害福祉施設や特別支援学校に対して、災害時に必要な物資の配備を順次進め、災害に備えます。	18か所ある特定福祉避難所へ必要な備蓄を配備した。	1:完了 18か所の特定福祉避難所へ必要な備蓄を配備した。
第3章 2 人にやさしいまちづくり	68	リフォームヘルパー派遣事業の実施 リフォームヘルパーを派遣し、相談や専門的なアドバイスを行う等、障害のある人へ適切な住宅改修ができるよう支援します。	人にやさしい住宅リフォーム助成事業を利用しやすい制度に見直し、令和元年度をもってリフォームヘルパー派遣事業を廃止しました。	7:事業廃止 「在宅重度身体障害者住宅改修費給付事業」の手続きを簡素化することにより、リフォームヘルパーの派遣事業を廃止した。
第4章 2 子育て支援の充実	79	(仮称)子ども発達支援センターの整備 早期療育を必要とする児童の増加や相談機能の充実等に対応するため、療育センター、サルビア学園を併せ、さらに機能を高めた「(仮称)子ども発達支援センター」の整備を推進します。	H30整備完了	1:完了
第4章 2 子育て支援の充実	85	小中学校への介護員の派遣 安城市立の小中学校に在学する肢体不自由の児童生徒が、学校生活において、一時的に保護者の付添いができない場合は、介護員を派遣し、通学の維持を図ります。	平成30年度まで実績がなかったため安城市肢体不自由児童・生徒介護員派遣事業実施要綱をH30.11.1付けで廃止。しかし、教育委員会において同様の要綱が整備され実施されている。	7:事業廃止と他の制度による取り組みの継続 教育委員会の平成28年4月1日施行「安城市スクールアシスタント配置事業実施要綱」により実施。
第4章 2 子育て支援の充実	86	放課後等デイサービスの充実 放課後等デイサービスについては、ニーズに対応するため、新規事業者の参入を促進し、質の充実と量の確保を図ります。	自立支援協議会児童担当者が支援員のスキルアップを目的とした勉強会や事例検討を行い、サービスの質、量が充実したため、利用日数が倍増している。	2:継続(拡充) ニーズが高まっており、支援員向けの勉強会や事例検討を定期的に行い、サービスの質をより充実させていく。また、放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業を含めて障害児の事業を総合的に研究していく。
第5章 1 一般就労機会の拡大	104	障害者雇用の促進 特例子会社の設置の普及、就労継続支援A型の新規事業者の参入促進を図る等、新しい形の就労の場の拡大に努めます。	自立支援協議会担当者会、ハローワーク等と連携し、一般就労、福祉的就労の促進に努めた。就労定着には課題が多い。	2:継続(拡充) 障害のある人の一般就労の促進と、福祉的就労の充実に引き続き努める。
第5章 3 就労相談・情報提供	119	小規模作業所等の設立支援 障害のある人の就労へのニーズに対応するため、保護者、社会福祉法人、NPO法人等による小規模作業所等の設立に対して、空き店舗等の活用を含め、身近な場所におけるサービス拠点の整備を支援します。	数年間補助制度の対象がない。令和元年度も実績なし。	4:継続(縮小) 平成18年の障害者自立支援法施行後、一定の要件を満たす小規模作業所は法定事業実施が可能となったため、障害福祉計画等に基づくサービス見込み量を踏まえ、その後の障害者総合支援法等に基づく事業に取り組む法人等支援に移行。

基本施策	NO	具体的内容	5年間評価	次期計画への方向性
第6章 2 医療サービスの実施	125	入院中の院内における支援の実施 知的障害等のある人が入院したときに、普段から障害のある人を理解しているサービス提供事業者が支援員を派遣し、医療施設内での意思疎通を図るサービスについて、意思疎通支援事業として実施します。	平成30年度まで実績がないため入院時コミュニケーション支援事業要綱はH31.3.31付けで廃止。また、国の制度(サービス)でH30年度から代替で実施。	7:事業廃止と他の制度による取り組みの継続 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害支援区分6の者については入院中も「重度訪問介護サービス」においてコミュニケーション支援も行うことができるようになったため、制度の周知に努める。
第7章 1 相談・情報提供の充実	137	ガイドブック等の作成・配布 障害のある人に関わるさまざまなサービス、制度等についてまとめたガイドブックやサービス事業者マップを作成し、配布します。	障害者手帳の交付時や窓口での相談の際、ガイドブック等を配布し、福祉サービスの周知を行った。	2:継続(拡充) 引き続き事業を継続し、各種福祉サービスの周知に努める。安城市民向けのガイドブックを作成し、より安城市民にわかりやすい案内が可能にできるよう努める。
第7章 3 権利の擁護	147	成年後見支援事業の実施 身寄りがいない等当事者による申立てができない場合は、市が代わって法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判の申立てを行います。また、社会福祉協議会では、成年後見制度の啓発や相談を行うほか、低所得者のための法人後見を行います。	必要とする人が成年後見等を受けられるよう支援を行った。高齢化や家族の形の変化により、今後より一層ニーズが高まると考えられる。	2:継続(拡充) 国の成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、成年後見制度利用促進を図るために必要な施策を講ずる。

第4次安城市障害者計画の進捗報告（令和元年度進捗及び5年間の総括）

元年度評価
 ○：年度目標達成
 △：実施中であるが達成できず
 ×：着手できず
 -：R元年度実績なし

評価
 1：完了、2：継続（拡充）、3：継続（現状維持）、4：継続（縮小）、5：未着手（実施に向け継続）、6：未着手（そのまま終了）、7：事業廃止

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評価	施策 5年間評価	担当課	
第1章 啓発・広報	1	(1)啓発・広報活動の推進	No.1	広報等による住民の理解・啓発 市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて、障害者福祉に関わる各種情報の提供を行い、障害のある人とその障害特性に対する住民の理解・啓発を推進します。また、障害者権利条約の批准、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等障害者関連法の内容や、それらの基本的な考え方となっている障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮、インクルージョン等についても広報・啓発活動に努めます。	広報等を通じて障害者週間をPRし、住民の理解・啓発を図る。	・12/7日アンフォーレ屋内外であんぶくまつりを開催。障害者福祉施設の生産した商品の販売、ゼロテープアート講座、スタンプラリー、就労講演会等を同時実施、啓発に努めた。 ・庁内広告モニターにて差別解消等の周知動画を放映した。	○	○	あんぶくまつりは実施ありきの側面もあったが、障害者のPRに一定の役割を果たした。市役所の庁内に設置された広告モニターなど、新たな手段も活用し啓発を行った。	障害に対する理解の促進、差別や偏見の解消は一朝一夕に進むものではないため、定期的に行う広報あんじょうなど様々な媒体を活用した情報発信、研修、行事等の機会をとらえて、引き続き広報・啓発活動に努める。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課	
				広報へ特集記事の掲載することにより住民への理解、啓発に努める。	相談支援や車いす移送車の紹介記事等で障がい者支援に関する啓発を行った。	○	○	社協だよりを全戸配布（広報あんじょう折込）することにより、広く市民に啓発した。記事に障害者本人を取り上げる場合、プライバシーの問題がある。記事として取り上げにくいので、工夫が必要と考える。	社協だよりの全戸配布を継続し、広く啓発していく。	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会			
			No.2	障害者団体の活動の周知 障害者団体の活動を活性化させるため、団体のリーフレットを配布し、その活動等の周知に努めます。	手帳取得者に対し、各団体のPRチラシを配布する。	新規手帳取得者にPRチラシを配布できた。	○	○	各団体の紹介・加入案内チラシは見直しの頻度が低かったため、数年間同じ内容を配っていたりした。	○	障害者団体にチラシの見直し等を依頼しながら、引き続き窓口等での配付を通じ、団体の活動を周知する。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
				障害者団体のリーフレット等を福祉センターの窓口等に設置する。	身体障害者福祉協会等の複数の団体のパンフレット、活動チラシを配置した。	○	○	パンフレット等の配置で市民への周知が継続的にできた。他のチラシ等が多い中で、設置場所の確保を続けていく必要がある。	パンフレット、チラシの設置を継続して実施する。	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会			
			No.3	社会福祉協議会等と連携した障害者理解の促進 地区社会福祉協議会が行っている地域住民に向けた「地区社協だより」の発行や勉強会の開催等により、障害者理解の促進に努めます。また、ボランティア連絡協議会が作成した災害時要援護者サポートブックを活用した出前講座を開催します。	出前講座の実施	ボランティア連絡協議会が作成した災害時要援護者サポートブックを活用した出前講座を開催しました。	○	○	災害時要援護者サポートブックを活用した出前講座等を含め、障害サービスや障害の理解、差別解消に係る出前講座を実施した。	○	出前講座等を継続して実施し、障害者理解の促進に努める。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
					地区社協だよりの発行や勉強会を開催する。 ボランティア連絡協議会による要援護者サポートブック出前講座の支援とPRの機会提供に協力します。	地区社協だよりの発行や地域共生社会をテーマとした講演会等を開催した。	○	○	地区社協だよりは、発行を継続できたが、その性質上、地域福祉活動の紹介を通じた啓発に重点が置かれるため、障害者理解を明確なテーマとして掲げることは難しい。地域共生社会をテーマとした講演会等を開催した。	地区社協だよりの発行や地域共生社会をテーマとした勉強会の開催を継続する。ただし、広報紙を通じて障害者理解の促進を図ることに限っては、市単位での広報が効果的であるため、No.1の取組に含めることが望ましいのではないかと。	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会		
			No.4	グループホームの整備への理解促進 市と事業者が連携し、グループホームの整備について地域の理解と協力を促進します。	施設整備計画に基づき、関係事業者へ働きかける。	元元5月に社会福祉施設等施設整備事業（障関係施設分）の整備計画照会し、計画する事業者の補助申請を支援した。その中から社会福祉法人の児童発達支援センターの建設計画が県に採択され、国の審査にかけられている。	○	○	障害者福祉施設建設に際し、国・県の補助を求める社団法人・NPO法人等の支援を行った。建設には事業者の負担が発生するため、事業者等と連携して整備する必要がある。	○	障害福祉計画に基づくサービス見込み量を踏まえ、グループホーム等不足する施設等について、事業者と連携し整備に努める。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課	
			No.5	障害者週間の周知 広報等を通じて、12月3日から12月9日までの「障害者週間」の周知をします。併せて、障害に対する正しい知識や思いやりのこころを育む記事を掲載し、障害のある人とその障害特性の理解の推進に努めます。	広報へ特集記事の掲載	広報を通じて、「障害者週間」の周知を行った。	○	○	障害者福祉に対する関心と理解を深めるため、「障害者週間」の周知を広報等で行う他、あんぶくまつり等を催した。	障害者週間等様々な機会を捉え、障害者福祉に対する理解を深める取り組みを継続して実施する。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
			No.6	障害者マークの普及 「耳マーク」「ハートプラスマーク」等、障害のある人に関するマークが正しく理解され、適切な配慮や支援が行われるようホームページ等で周知を図ります。また市の受付窓口「耳マーク」等を配置し、対応窓口であることを示します。	必要に応じてホームページを修正し周知に努める。	30年度から開始したヘルプマークの配布は、31年度から市内福祉センターでも行うようになった。また市公式サイト内障害福祉課担当のページで「障害者に関する主なマーク」を引き続き周知啓発している。	○	○	令和元年に実施したeモニターアンケートにおける「耳マーク」、「ヘルプマーク」の認知度はいずれも約53%で、さらに認知度を高める必要がある。	ホームページ等を活用し、障害者福祉に対する理解を深める取り組みを継続して実施する。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
			No.7	(2)障害と障害者理解の促進	学校における福祉教育の充実 優しい心と思いやりの心を持ち、お互い助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験等を行い、学校における福祉教育の充実に努めます。	福祉教育実施支援のため、助成金や学習内容の相談・支援対応、ボランティア体験プログラムなど引き続き実施します。	小学校12校、中学校2校に助成金を交付した。また小中学校からの相談に16件に対応した。	○	○	継続的に取り組む学校に加え、クラス単位で新たに福祉教育を取り入れる機会を持つことができた。	新たなプログラムを作り上げるとともに、福祉教育をより多くの学校に取り組んでもらえるよう働きかける。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	社会福祉協議会
					ボランティア体験や福祉体験等、学校における福祉教育の充実に努める。	各小中学校において、総合的な学習の時間等により、ボランティアを行ったり、福祉体験を行ったりした。	各小中学校において、ボランティア体験や福祉体験等を行い、学校における福祉教育の充実に努めた。	○	○	優しい心と思いやりの心を持ち、お互い助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験等を行い、学校における福祉教育の充実に努めます。	3：継続 (現状維持)	学校教育課		
			No.8		特別支援学校との交流の支援 特別支援学校との交流による福祉学習を実施し、早期段階での障害のある人への理解の普及に努めます。	特別支援学校との交流を通して、障害のある人への理解に努める。	安城特別支援学校や岡崎盲学校、聾学校在籍の児童と在住地区の小中学生との交流を年に複数回行った。	○	○	特別支援学校と小学校との交流による福祉学習を通して、早期段階での障害のある人への理解の普及に努めた。	特別支援学校との交流による福祉学習を実施し、早期段階での障害のある人への理解の普及に努めます。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課
					特別支援学校との交流についても、福祉学習相談において引き続き対応します。	特別支援学校との交流を行う小学校1校に対して助成金を交付した。	特別支援学校と小学校との交流を継続して行えた。実施が1校であり、交流の幅が広がっていない。	○	○	特別支援学校が外部との交流の機会を持てるよう、内外から働きかける。	3：継続 (現状維持)	社会福祉協議会		
			No.9		地域における福祉教育の推進 地域住民の福祉への関心を高めるため、福祉に関する出前講座を実施し、地域における福祉教育を推進します。	住民が福祉活動へ参加体験する機会が増えるよう、福祉委員会活動への参加を働きかける。	各地区での勉強会の開催や町内福祉委員会に対する勉強会の開催支援を通して活動への参加を働きかけた。	○	○	各地区での勉強会の開催や町内福祉委員会に対する勉強会の開催支援を通して活動への参加を働きかけた。	各地区での勉強会の開催や町内福祉委員会に対する勉強会の開催支援は、継続して実施する必要がある。次期計画に向けて、福祉教育の定義を整理し直すことが望ましいのではないか。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	社会福祉協議会
					出前講座・市民企画講座等での福祉に関する講座の実施を促進する。	・出前講座には福祉に関するメニューを設置 ・市民企画講座では子どもの発達障害に関する講座など福祉に関する講座を開催	・出前講座では福祉講座を継続的に開講し、市民に福祉教育を実施することができた。市民企画講座については市民団体に福祉分野の企画を提案してもらう必要があるため、啓発が必要。	○	○	今後も出前講座や公民館講座等で市民に福祉に関する講座を実施し、福祉教育を推進します。	3：継続 (現状維持)	生涯学習課		
					ニーズに応じた出前講座を実施し、福祉教育の推進に努める。	民生委員・民間事業所・ケアマネ等からの依頼に応じて出前講座を実施した。	様々な機会を捉え、障害者福祉に対する理解を深める取り組みを継続して実施する。	3：継続 (現状維持)	障害福祉課					
			No.10		ふれあい活動の推進 公民館まつりや福祉センターまつりにおける自主製品の販売等、地域行事を通じた障害のある人と地域住民との交流を図るふれあい活動を推進します。	地域住民との交流を深めるため、引き続き公民館まつり等に参加を働きかける。	自立支援協議会下部組織である就労担当者会で周知及び取りまとめを行った。	○	○	自立支援協議会で周知及び取りまとめを行った。	自立支援協議会と協力し、地域住民との交流を深める活動を推進する。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課
福祉センターまつりで障害者が運営する自主製品の販売やイベントのコーナーを設けたり、福祉体験コーナーなどを設ける。	福祉センターまつり等のイベントで障がい施設等の製品販売等の場所をつくった。	福祉センターまつり等で、自主製品の販売の機会を通じ、多くの住民と触れ合う機会をつくることができた。			○	○	福祉センターまつり等の企画をすす中で、福祉施設の自主製品を販売したりする機会をつくることを継続して考慮していく。	3：継続 (現状維持)	社会福祉協議会					

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課	
			No.11	福祉イベントの開催支援 福祉に対する理解を深めるため、「福祉まつり」等の開催を支援します。	団体コーナーの場を設け、施設や当事者団体のPRに努める。	福祉まつりにおいて、ヘルプマークの周知啓発を行うとともに、団体コーナーを設け、団体の活動を紹介した。	○	○	福祉まつりで福祉サービスに対する理解を求めた。また団体の活動を紹介することで、当事者団体のPRを行うことができた。	引き続き、福祉まつりに参加し、福祉に対する理解を深められるよう努めていく。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
					「福祉まつり」等を開催し、福祉への理解を深める機会を提供します。	福祉まつりを開催し、市内福祉関係団体の活動紹介などを通して啓発を行った。	○		多くの参加団体、来場者によって福祉まつりが継続できた。また、毎年テーマを設け、福祉に関する啓発を行った。	多くの来場者に福祉への理解を深めてもらえるよう、積極的に新しい内容に取り組んでいく。団体の継続的な協力を仰いでいく。	3：継続 (現状維持)		社会福祉協議会	
2	(1)地域福祉活動の推進	No.12	住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進 障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、地域住民、福祉委員、ボランティア、民生委員・児童委員、町内会関係者が「共助」の考えのもと身近な地域での支援を行うとともに、地域、行政、サービス提供事業者等が協働して福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を推進します。	地区民協における学習会の実施	全8地区の地区民協において、6月は「障害者差別解消法」について、7月は「障害者サービス」についての学習会を行いました。	○	○	特に民生委員・児童委員とは定期的な協議の場があり、学習会などを通じて、情報共有などを図ることができた。	継続して地域福祉の担い手と連携を図っていく。	3：継続 (現状維持)			社会福祉課	
				民生委員への勉強会への参加やボランティア連絡協議会への出前講座の委託などを行い、地域での支援が行えるようこれら組織との協働に努める。	民生委員障害者福祉部会にて、ぬくもり福祉会4施設の施設訪問とAJU自立の家が運営する小牧ワイナリー(ななつぼし葡萄酒工房・ピア小牧)を視察し見識を深めた。	○	○	関係施設への視察を通じ、民生委員の福祉サービスに対する見識を深めることができた。	民生委員の福祉に対する理解を深め、地域での支援が行うことができるよう関係団体等との連携を深める。	3：継続 (現状維持)			障害福祉課	
				町内会が地域福祉活動の充実に向けた取組みを進めることができるよう継続して支援を行う。	市民活動センター登録団体のうち、福祉分野の団体登録数：147団体	○	○	継続的に福祉分野の団体登録数を増加させることができた。引き続き地域課題解決に向けて、市民活動団体や町内会などが連携できる機会の提供を行っていく必要がある。	継続	3：継続 (現状維持)			3：継続 (現状維持)	市民協働課
				福祉委員会の育成を通して、誰もが地域で自立した生活が送れるよう、住民相互の助け合いを進める。	福祉講演会、地域福祉活動勉強会、生活支援ネットワーク会議の開催等を通じて地域課題に関する課題の共有や解決を検討する機会を設け、福祉事業所や企業の参加も得ることができた。	○	○	平成29年度に全ての町内会で町内福祉委員会が発足した。平成27年度からは生活支援体制整備事業の受託により配置された生活支援コーディネーターにより、地域のお助け隊の結成、福祉事業所や企業との関係づくりの強化を進めることができた。	福祉講演会、地域福祉活動勉強会、生活支援ネットワーク会議の開催等を通じて、地域課題に関する課題の共有や解決を検討する機会を継続して設ける。今後は、福祉事業所や企業等、多様な主体に対して参加を積極的に働きかける。	3：継続 (現状維持)				社会福祉協議会
				社会資源の改善、開発 地域、行政、サービス提供事業者等が協働して住みやすい地域づくりをするため、自立支援協議会において、福祉課題に取り組みます。 また、その中で、医療、介護、福祉が連携して支える仕組みづくりを検討・協議します。	地域での福祉課題の解決に向け、自立支援協議会を有効活用する。	自立支援協議会の作業部会や各担当者会において、社会資源の問題や支援の質の向上等について協議を行った。又、医療機関が担当者に参加し情報交換や連携を行った。	○	○	自立支援協議会の活動を通じ、関係団体や機関との連携が少しずつ広がってきている。	引き続き、自立支援協議会を活用し、地域での福祉課題の解決に向け、有効な連携が図れるよう努める。	3：継続 (現状維持)			3：継続 (現状維持)
				地域の福祉課題について、自立支援協議会で協議を進める。	長年問題になっていた送迎問題に着手し作業部会で協議、検討した。 新型コロナの影響で中止にはなったが看護専門学校での特別講義を企画した。	○	○	地域生活拠点等の事業がほぼ整備され地域で生活するための資源の開発ができた	新体制でも継続し地域課題に取り組み社会資源の改善、開発に取り組む。 看護専門学校で講義し在宅医療について理解を得ることができ、人材不足も一助となるよう継続し行っていく。	3：継続 (現状維持)		社会福祉協議会		

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課評価	施策評価	H27～R元年度5年間の成果と課題	次期計画へ向けての事業の方向性	担当課5年間評価	施策5年間評価	担当課	
			No.14	地域見守り活動事業の推進 障害のある人の生活を支援するため、交流活動や避難行動要支援者支援制度を活用し、地域における見守り活動と支え合いにより住民相互の支援体制の強化に努めます。	地域見守り活動推進事業の実施	社会福祉協議会による支援のもと、市内の全76町内福祉委員会で「地域見守り活動推進事業」を展開しました。	○		社会福祉協議会の支援を受け、全76の町内福祉委員会で見守り活動を展開できるようになった。	全町内福祉委員会での見守り活動が継続して行われるよう支援していく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	社会福祉課	
				地域見守り活動推進事業の全町への展開を進め、その活動を支援する。	全ての町内に対し、見守り活動に対する支援を継続することができた。 推進指定：76町内福祉委員会（市内の全て）	○	○	平成29年度に全ての町内で地域見守り活動推進事業の指定ができた。全ての町内における活動に対して支援を継続することができた。ただし、地域における見守り活動は高齢者中心となっている。	地域における見守り活動は地域包括ケアシステムの基盤でもあり、引き続き、活動が継続されるように支援を行う。	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会			
			No.15	地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実 特別支援学校等の児童については、地域の子ども会への参加がしづらい状況にあるため、子ども会の関係者（指導者を含む）に対して、受入れの理解を図ります。また、障害児の保護者へ積極的な参加を働きかけます。	年度当初の子ども会理事会にて、地域ぐるみ親子ふれあい活動における受け入れについてご理解いただくよう周知する。	周知した	○	○	理事会では、すでに受け入れている子ども会も存在するとのことだったが、周知により受け入れを理解するきっかけとなった。	3：継続（現状維持）	生涯学習課			
				当事者及び関係者から相談があった場合、関係機関へ協力の依頼を行う。	当事者及び関係者からの直接的な相談はなかったが、関係団体等懇話会の中で障害児の家族等から地域の活動に遠慮することなく参加したいとの声があった。	○	○	当事者及び関係者が望む形での参加ができていない場合もあり、引き続き理解促進を図る必要がある。	障害者福祉に対する理解を深める取り組みを継続して実施し、障害者が地域の活動に参加しやすい環境づくりに努める。	3：継続（現状維持）	障害福祉課			
			No.16	町内公民館等のバリアフリー化の支援 障害のある人の地域活動への参加を促進するため、町内公民館等身近な地域活動の拠点となる施設のバリアフリー化の推進を支援します。	公民館等の建設、改修の負担軽減に繋がる補助事業の周知、啓発を行う。	トイレ洋式化3件	○	○	概ね目標を達成することができた。改修には町内会の負担が発生するため、引き続き補助事業の周知、啓発を図る必要がある。	継続	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	市民協働課	
			(2) ボランティアの育成	No.17	ボランティア講座の充実と参加促進 社会福祉協議会が主催するボランティア講座への参加を促進し、ボランティアの養成のため、参加者のニーズに合った講座や時間設定、メニューを検討するほか、地域においても講座の開設を行います。	ニーズに応じたボランティアの養成及びスキルアップ講座を計画・実施し、ボランティア活動への参加を啓発します。	ボランティア講座5回、スキルアップ講座を1回開催した。	○	○	毎年ボランティア講座を開催し新たなボランティア活動者の育成を行った。受講者をボランティア団体へつなげることができた。	今後もボランティア活動者の育成を行えるよう、継続してボランティア講座を実施していく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会
				No.18	ボランティアの育成 手話、点訳、要約筆記等の技術的なボランティア講座やセミナーを開催し、障害のある人を支援するボランティアの育成に努めます。	計画的に各種の支援ボランティアを養成します。	障害者支援に関する講座を3講座開催した。	○	○	障がい者の支援を行うボランティア講座を毎年開催し、育成を行った。	今後も技術系ボランティアの養成講座を継続的に実施し、障がい者の支援を行うボランティアの育成を行っていく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会
			(3) ボランティア活動への支援	No.19	ボランティア活動の場の提供 ボランティア活動の場として、社会福祉会館や各福祉センター、市民活動センターのボランティア室や会議室等を提供します。	社会福祉会館、各福祉センターのボランティア室や会議室等を提供します。	社会福祉会館及び福祉センターの部屋を無料提供した。（A型団体は常時、B・C型団体はボランティア活動を行う時のみ）	○	○	ボランティア活動の場として、社会福祉会館及び福祉センターの提供を行った。	ボランティア活動の推進を行うため、ボランティア活動場所の提供を継続して行う。また、市民活動センターと情報共有し団体への支援を強化していく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会
					事業の継続	市民活動センター利用者数：26,121人	○	○	継続的に活動の場を提供することができた。引き続き利用者の声やアンケートを通じて利便性の向上に努めていく必要がある。	継続	3：継続（現状維持）	市民協働課		

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課評価	施策評価	H27～R元年度5年間の成果と課題	次期計画へ向けての事業の方向性	担当課5年間評価	施策5年間評価	担当課				
			No.20	ボランティア情報の提供 社会福祉協議会ボランティアセンターや市民活動センターでは、ボランティアに関する情報を集め、市民や活動団体に情報提供等の支援をすることにより、ボランティア活動を推進します。	ボランティア活動に関する情報を収集し、適宜相談者や市民に発信します。	社協だよりや社協ウェブサイト、メーリングリストにより情報提供を行った。	○	○	社協だよりや社協ウェブサイトを通した市民への周知や、メーリングリストを用いた登録者への情報提供を行った。	ボランティア活動の周知を行うため、継続して社協だよりやウェブサイト等を通して情報提供を行っていく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会				
				事業の継続	・市民活動センター情報誌の発行：4回／年 ・フェイスブックによる発信：随時 ・メールマガジンによる発信：1回／月	継続的に情報提供することができた。引き続き様々な媒体を活用した情報収集及び発信を進める必要がある。	継続		3：継続（現状維持）	市民協働課							
			No.21	ボランティア活動のコーディネート ボランティア相談窓口では、ボランティア活動を希望する人に、希望する活動のコーディネートを実施します。	ボランティア相談窓口を開設し、ボランティア活動をしたい人と、ボランティア活動者を求める人とのマッチングや希望の活動についての相談に対応します。	活動希望51件、派遣希望97件、情報提供51件の相談に対応した。	○	○	ボランティア相談日を週3回から週5日に拡大してボランティア相談がしやすい環境を整え相談に対応した。	今後も継続してボランティア相談窓口を開設し、市民のボランティア活動の推進を行っていく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会				
				事業の継続	相談件数：258件	継続的にコーディネート業務を実施することができた。引き続き新規利用者の取り込み、相談件数やマッチング率の増進を図る必要がある。	継続		3：継続（現状維持）	市民協働課							
			No.22	ふれあい補償制度の活用 ボランティアが安心して活動できるよう、ふれあい補償制度を活用し、ボランティア活動中の傷害事故への対応を図ります。	事業の継続	申請件数：46件	○	○	継続的に活動中の傷害事故に対応することができた。引き続き制度の周知を図る必要がある。	継続	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	市民協働課				
			第2章 生活支援	1	(1)	サービスの質の向上	サービス提供事業者間の連携 自立支援協議会においてサービス提供事業者間の連携を図り、サービスの質の向上に努めます。	各担当者会で連携を図り、勉強会などを開催し質の向上に努める。	自立支援協議会の各担当者会で連携を図り、勉強会等を開催し質の向上に努めた。	○	○	自立支援協議会の各担当者会の活動を通じ、事業者間の連携を深めることができた。	課題によっては、担当者会を超えて連携を図り、サービスの質の向上に努める。また、包括と相談、病院、行政との連携・連絡を強化する。	2：継続（拡充）	2：継続（拡充）	障害福祉課	
								自立支援協議会を通して、連携を図るとともに、質の向上に向けて情報交換、勉強会を行う。	事業所向けに年6回の研修を行った。（内1回は市民も対象とした） 手話奉仕員養成講座を年40回開催した 手話通訳者を配置し、アセスメント等に同席できる体制を整えた。	各担当者会に参加し連携を図ったアンケートの結果をもとに研修を企画し実施した。 手話奉仕員の養成に努めた 手話通訳者が同席することで円滑なコミュニケーションができるようになった。		事業所及び市民向けに継続し研修を行っていく。 手話奉仕員養成講座は連続で初級編を行っているので、中級や上級編へステップアップできるように講座を検討していく必要がある。	2：継続（拡充）	社会福祉協議会			
							No.24	サービス提供事業者の第三者評価の促進 サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者機関によるサービス提供事業者の評価を促進します。	事業者へ、第三者機関評価を受けるよう周知する。	引き続き周知に努めたが、費用負担面でこの足を踏む事業所があった。	○	○	周知を行ったが、費用負担面でこの足を踏む事業所があった。	引き続き、周知を行い、サービス提供事業者のサービスの質の向上を図る。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
							No.25	苦情相談窓口の周知 障害のある人が安心してサービスを利用するため、サービスに関する苦情解決制度や相談窓口を周知します。	各事業者へ苦情解決制度や窓口の周知に努める。	サービス利用者に苦情相談窓口を案内している。また、事業所訪問や県の実地指導の際にも苦情相談窓口の掲示や制度を確認している。	○	○	各事業所が、サービスに関する苦情解決制度や相談窓口の掲示をして周知をしている。	引き続き、事業所訪問や県の実地指導の際に苦情相談窓口の掲示や制度についての掲示を確認し、利用者の目に入りやすい場所に掲示してもらうようにする。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
			苦情相談窓口の案内を掲示します。	苦情解決制度等の案内を掲示した。	苦情はないが、身体障害者デイサービスセンターで利用者・家族の声を聞く機会を定期的につくり、安心してサービス利用できていく。	利用者に対する苦情相談を継続して周知していく。		3：継続（現状維持）	社会福祉協議会								

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課	
		(2) 訪問系・日中活動系サービスの充実	No.26	訪問系サービスの充実 居宅介護等のサービスを提供する職員の専門性の確保と質の向上を図り、障害特性を理解した適切な支援ができるよう、サービス提供事業者に対して積極的に研修の受講を勧めます。また、多動性等行動障害に対応できる人材が不足しているため、サービス提供事業者に働きかけ、その確保・養成に努めます。	各種研修案内を事業者へ周知し、研修の参加を働きかける。	居宅介護担当者会で、サービス提供責任者のブラッシュアップを行った。また、基幹相談支援センターにおいても研修会を開催し確保と養成に努めた。	○	○	作業部会や基幹相談支援センターの活動を通じ、居宅介護等のサービスを提供する職員の専門性の確保と質の向上を図っている。	研修内容の改善を行い質の向上を目指すとともに、各事業者へ研修の参加を働きかける。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
			No.27	日中活動系サービスの充実 生活介護や就労系サービスについては、さらなる事業の拡大、サービス提供事業者の参入を促進します。同時に、さまざまな法人の事業所が参入してきており、県と協力して良質なサービスが提供されるよう指導していきます。	事業者の拡充・参入を働きかけるとともにサービスの質の維持向上のため、県の監査の同行や市の監査を実施する。	作業部会や各担当者会において働きかけを行った。また、県の実施指導に同行しサービスの提供等を確認した。	○	○	県の実施指導に同行し、各事業所のサービスの提供内容等を確認している。	引続き、県の実施指導に同行し、各事業所のサービスの提供等を確認することで、良質なサービスが提供されるよう指導する。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
			No.28 ◎	地域活動支援センターの充実 精神保健福祉士が配置された地域活動支援センターにおいて、精神に障害のある人の創作的活動を行うとともに、相談支援事業を併せて実施します。また、障害に対する理解促進を図るための普及啓発を行います。	事業の継続実施とI型として理解促進を図るための普及啓発を実施する。	プログラム活動において、利用者が町内清掃やチラシ配布等のボランティア活動を行うことで、地域における精神に障害がある方への理解促進につながった。また、市ホームページでも啓発を行った。	○	○	地域活動支援センターの利用登録者は平成27年4月時の81人から令和元年度末時点では225人に増加している。	引続き、事業を周知し、利用者の増加を図るとともに、障害に対する理解促進を図るための普及啓発を行う。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
			No.29	介護保険サービスの利用 介護保険事業者が指定障害福祉サービスの提供ができるように、基準該当障害福祉サービスの実施について、協議・検討していきます。	障害福祉サービスが慢性的に不足する場合に、基準該当サービスが認められる介護保険サービスについて協議します。	令和元年度は、協議の機会はありませんでしたが、必要に応じて協議していきます。	-	-	具体的な相談及び協議はありませんでした。	必要に応じて協議を行います。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
					障害福祉課の求めに応じ協議します。	協議はありませんでした。	-	-	事業者からの具体的な相談や障害福祉課からの協議等はありませんでした。	必要に応じて協議・検討をしていきます。	3：継続 (現状維持)		高齢福祉課	
			No.30	運営費補助の実施 重症の心身障害のある人が利用できるサービスを確保するため、事業所に対して、運営費補助を実施します。	事業の継続実施	2事業所に対し継続で運営費補助を行った。	○	○	毎年運営費補助を実施するとともに、令和元年度に要綱を見直しを行った。	引き続き運営費補助を実施し、重症の心身障害のある人が利用できるサービスを確保する。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
			No.31	(3) 居住系サービスの充実	グループホームの整備促進 障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、グループホームの整備を促進します。	施設整備補助の継続実施	元年5月に社会福祉施設等施設整備事業(障関係施設分)の整備計画照会し、計画する事業者の補助申請を支援した。	○	○	障害者福祉施設建設に際し、国・県の補助を求める社団法人・NPO法人等の支援を行った。建設には事業者の負担が発生するため、事業等と連携して整備する必要がある。	障害福祉計画に基づくサービス見込み量を踏まえ、グループホーム等不足する施設等について、事業者と連携し整備に努める。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課
					地域生活支援拠点の整備 グループホーム等の居住支援機能と、短期入所系サービス、相談支援等地域支援機能の一体的な整備を図ることにより、地域生活支援の拠点づくりを進め、障害のある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	圏域及び自立支援協議会での協議	平成29年度から面的整備で整備し、平成30年10月から体験の機会・場を開始した。	○	○	令和元年度までに面的整備をおこなったが、周知不足等により体験の機会・場の利用率が低い。	地域生活支援拠点及び制度の周知に努める。また、現在の拠点が精神に特化しているため、他の障害でも利用できる機能の検討を行い方針を決める。	2：継続 (拡充)	2：継続 (拡充)	障害福祉課
			No.33	(4) 移動の支援	福祉タクシーの利用助成 通院等にタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。	継続実施	令和元年度も一般タクシー、車いす・ストレッチャー乗車専用タクシー(普通・大型)両方のタクシー料金助成を行った。	○	○	福祉タクシーの利用希望者に対し、運賃の一部の助成ができた。	引き続き事業を継続していく。他自治体や他制度のタクシー利用助成の制度も参考にし、利用者にとって利用しやすい制度を目指す。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課
スポーツ・文化芸術活動の推進	(1) スポーツ活動の推進	No.43	情報提供の充実 障害のある人がスポーツを気軽に楽しんだり、身近な地域で活動に参加してもらえるように地域のスポーツ交流会等を紹介したり、参加状況等の情報提供を充実するよう努めます。	スポーツ交流会の参加状況など情報提供に必要な情報の収集に努めます。	ニュースポーツでポッチャを貸し出しし、多くの方に利用していただいた。 実績：20回	○	○	誰でも気軽に行えるスポーツの普及促進に努める。	障害者も参加できる行事の情報発信をするとともに、ポッチャの貸し出しを充実させる。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	スポーツ課	
			No.44	スポーツ活動への参加促進 体育協会やスポーツ推進委員等と連携して、障害のある人も気軽にできるスポーツ活動への参加を促進します。	継続実施	スポーツ推進委員西三河研修会で実践し、健常者も障害者も気軽に行えるスポーツとして、普及に努めた。	○	○	ポッチャの観戦事業やスポーツ推進委員の交流会で社会福祉協議会と連携して、開催できた。	健常者と障害者が一緒にスポーツに親しめるよう、体育協会やスポーツ推進委員と継続した活動を実施する。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	スポーツ課
			No.45	激励金制度の実施 障害の有無に関係なく、市や県を代表して全国大会等へ出場する人への激励金制度を実施します。	継続実施	全国障害者スポーツ大会など、全国大会に出場された団体・個人に激励金を渡すことができた。	○	○	制度自体の周知やPR方法について、更なるPRに努める。	引き続き実施する。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	スポーツ課
	(2) 文化芸術活動の推進	No.46	障害者社会参加促進事業の実施 障害のある人の社会参加を促進するため、障害者作品展等を実施します。	継続実施	令和元年度も身体障害者福祉協会へ事業委託を行った（委託額910千円）	○	○	障害者作品展等を実施することができた。	引き続き事業を継続し、障害のある人の社会参加を促す。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課	
			No.47	心身障害者ふれあい促進事業の実施 レクリエーション等を通じて自活する能力を養うため、心身障害者ふれあい促進事業を実施します。	継続実施	令和元年度も手をつなぐ親の会へ事業委託を行った（委託額200千円）	○	○	レクリエーション等を実施し、心身障害のある人が、コミュニケーションの場を通して交流を深めることができた。	引き続き事業を継続し、心身障害のある人の自立する力を養うことができるよう努める。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
			No.48	障害者社会参加支援事業（講座型）の実施 障害のある人が生きがいづくりができるよう、社会参加支援事業（講座型）を実施します。	継続実施	令和元年度も社協へ事業委託した。（委託額8,900千円）	○	○	身体障害者講座（絵画、書道、手編、生花、陶芸、煎茶、抹茶、料理、音楽、パソコン、ポッチャ、バランスボール、ハーブ、カラーリング及びマジック）を実施し、障害のある人の生きがいづくりに貢献できた。	障害者社会参加支援事業（講座型）を実施し、障害のある人の社会参加を支援していく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
	総合福祉センターで障害者講座を開催する。	煎茶、料理、音楽などの講座を開催した。		○	講座による障害者の社会参加を支援できた。参加者の高齢化が見られるため、若年層の障がい者が参加できる講座の企画が必要である。	当事者等の声を踏まえ、講座型以外の企画を含め社会参加できる機会の場を継続してつくっていく。	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会					
	(3) 参加しやすい環境づくり	No.49	文化・体育施設的环境整備 公共施設におけるエレベーター、スロープや車いすの設置を行い、参加しやすい環境を維持します。	公共施設におけるエレベーターやスロープ、車いす昇降装置等の適切な維持管理を行う。	維持管理の実施。	○	○	エレベーター、スロープ、車いすの設置に加え、施設の改修に合わせ車いす昇降装置の設置も実施し、より快適に施設を利用してもらえるようになった。	現在の設備を適切に維持管理していくほか、今後も施設の改修等のタイミングで障害のある方への環境整備を検討していきます。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	生涯学習課	
			継続実施	前年度までに設置した設備を適切に維持管理した。	○	ソフトボール場A球場の改修工事でエレベータを設置し、2階の観覧席への移動が可能となった。	スポーツ施設の大規模改修は令和2年度中のスポーツセンター改修の終了後はしばらく行わないので、現在設置してある設備を適正に維持管理する。	3：継続（現状維持）	スポーツ課				
		No.50	講座等への手話通訳者等の配置 市が主催する講座等を開設するときは、必要に応じて手話通訳者等を配置し、障害のある人の生涯学習への参加を促進します。	必要に応じて、講演会等での手話通訳等の配置を行う。	手話通訳、要約筆記の配置を実施（成人式、市民大学、家庭教育講演会）	○	○	講演会等で配置する際、チラシ等に手話通訳や要約筆記が付く旨を記載し、参加を促した。	今後も講演会大きなイベントには必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置します。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	生涯学習課	
	No.51	特別支援学校へのイベント情報の提供 スポーツやレクリエーションの情報を、特別支援学校に提供し、学校の協力を得て保護者へ参加を呼びかけていきます。	あんぶくまつりや就労講演会のPRチラシの配布の実施	令和元年度は12月のあんぶくまつり、12月の就労講演会の案内チラシを配布し周知啓発した。	○	○	学校の協力を得てイベント情報を提供していくことができた。	特別支援学校とも連携し、必要な情報を適宜提供できるよう努めていく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課		

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評価	施策 5年間評価	担当課
第3章 生活環境	1 安全・安心のまちづくり	(1) 防災対策の推進	No.52	避難行動要支援者支援制度の推進 市広報紙やまちかど講座等を通じて避難行動要支援者支援制度の普及啓発を行い、登録の推進に努めます。	制度の啓発を行います。	令和元年12月15日号の広報あんじょうで、避難行動要支援者の避難行動や安否確認の基本的なモデル案を提示しています。	○	○	広報あんじょうへの掲載のほか、民生委員・児童委員の協力のもと安心キットの配付など、積極的な啓発	引き続き普及啓発を進める。 なお、現計画では「登録の推進」と記載されているが、避難行動要支援者支援制度では、登録は本人の意向に関係なく必須。そのため「登録の推進に」の記載は不要。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	社会福祉課
				要支援者の情報提供に努める。	令和元年度も障害者並びに難病医療助成者情報を提供した。	○	○	災害対策基本法に基づき要支援者の把握をすることができた。	要支援者の把握に努め、災害時に支援できる体制を整える。	3：継続 (現状維持)		障害福祉課	
			No.53	防災活動の推進と障害者の参加促進 災害時における要配慮者（避難に支援が必要な方等）を地域ぐるみで支援する意識を醸成するため、障害のある人が防災訓練や防災講座等地域における防災活動へ主体的に参加するよう促します。	自主防災組織及び要配慮者に対し、地域の防災活動への要配慮者の参加の必要性について啓発活動や情報提供に努める。	総合防災訓練で、要配慮者の参加の必要性について啓発活動や情報提供に努めた。	○	○	総合防災訓練で、要配慮者の参加の必要性について啓発活動や情報提供に努めた。	今後も啓発活動や情報提供に努める	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	危機管理課
			No.54	福祉避難所における訓練の実施 福祉避難所において、要配慮者が参加する災害時訓練を実施します。実施にあたっては、企画段階から障害のある人等の参加を得ていきます。	各福祉センターへ関連情報や事例などの情報提供に努める。	総合防災訓練（福祉避難所開設訓練）を実施し、各福祉センターへ関連情報や事例などの情報提供に努めた。	○	○	総合防災訓練（福祉避難所開設訓練）を実施し、各福祉センターへ関連情報や事例などの情報提供に努めた。	今後も訓練実施や情報提供に努める。	3：継続 (現状維持)	危機管理課	
				主催者の求めに応じ情報提供に努める。	市総合防災訓練と連携し、通信訓練等を実施した。	○	○	社会福祉協議会主導のもと、市総合防災訓練に内容を追加し、市内障害者支援施設との合同訓練を行うことが出来た。	今後も実地での訓練実施や、情報提供に努めたい。	3：継続 (現状維持)	障害福祉課		
				福祉避難所開設・運営訓練を実施します。	社会福祉協議会主導のもと、10月5日（土）に明祥プラザで福祉避難所開設訓練を実施しています。	○	○	社会福祉協議会主導のもと、福祉避難所開設訓練を実施してきた。	危機管理課の総合防災訓練の意向にもよるが、必要に応じて、今後も訓練を行っていく。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	社会福祉課	
				要配慮者の参加する福祉避難所運営訓練を実施し、福祉避難所運営マニュアルを要配慮者目線で見直す。	当事者が参加、協力する福祉避難所の開設等訓練を実施できている。	○	○	当事者の声を反映してマニュアルの見直しを実施できている。	継続してマニュアルの見直しを行う。すべての障害者を福祉避難所に対応できないため、一般避難所、特定福祉避難所との役割を整理したマニュアル見直しをしていく。	3：継続 (現状維持)	社会福祉協議会		
			No.55	家具転倒防止事業の推進 地震発生時における被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進します。	事業の継続実施	・令和元年度もシルバー人材センターへ委託した。実績は7月に1件のみであった。	○	○	家具転倒防止器具の取り付けを必要としている世帯にサービスを提供することができた。 ※実績 27年度・1世帯 28年度・2世帯 29年度・なし 30年度・1世帯 元年度・1世帯	事業を必要としている人にサービスを提供し、地震発生時の被害軽減に努める。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課
				事業の継続実施	事業の継続実施を行った。自主防災組織5団体が実施した。（59団体/73団体）	○	○	5年間に14団体が実施した。	自主防災組織連絡協議会の理事会や総会で実施依頼をしていく。	3：継続 (現状維持)	危機管理課		
			No.56	避難所における障害のある人への配慮 避難所においては、障害のある人が安全に移動できるような配慮に努めます。また、視覚障害や聴覚障害のある人への情報伝達の配慮や必要備品の設置に努めます。	設置者へ配慮を働きかける。	引き続き、視覚や聴覚障害者への配慮を働きかけた。	○	○	避難所を開設・運営をする際は、各障害のある人への配慮するよう働きかけた。	継続して設置者へ働きかけを行い、障害のある人への配慮を求める。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課
					必要な備品を計画的に配置するよう努める。	備蓄計画に基づき備蓄品を購入し、各避難所に順次配備している。	○	○	H28に策定した備蓄計画に基づき備蓄品を購入し、各避難所に配備した。	備蓄計画に基づいて備蓄品を購入して、各避難所に配備していく。	3：継続 (現状維持)	危機管理課	

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評価	施策 5年間評価	担当課	
			No.57	避難所・避難場所の周知 障害のある人に一般避難所や福祉避難所等を周知するため、避難所・避難場所の広報・啓発を実施します。	情報弱者へ窓口などで周知に努める。	周知に努め、ハザードマップを希望された相談者に対し危機管理課を案内した。	○	○	一般避難所だけでなく、福祉避難所が開設されることや避難場所の広報・啓発を行った。	継続して行い、一般避難所・福祉避難所等の周知を徹底していく。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
					関係課で受入体制を協議し、周知に努めます。	関係各課による検討分科会を開催し、受入体制の協議を行いました。	○		特定福祉避難所での避難者の受け入れルールや報告様式の作成など、災害時発生時に混乱しないよう逐次準備を進めている。	引き続き関係各課が集まる場を定期的に設け、適切な広報・啓発を行えるよう協議していく。	3：継続 (現状維持)		社会福祉課	
					福祉避難所運営訓練の結果を記事にして社協だよりに掲載するなど、啓発に努める。	市広報による啓発を踏まえ、社協だよりでも福祉避難所について周知した。	○		周知は進んでいるが、一般・福祉・特定福祉避難所と在宅でそのまま生活するという選択肢をきちんと当事者に伝えていく必要がある。	障害者=福祉避難所という誤解を解消していくために、周知を継続して実施していく。	3：継続 (現状維持)		社会福祉協議会	
					マップ、広報、ホームページ等いろいろな媒体を活用して広報・啓発に努める。	マップ、広報、ホームページ等いろいろな媒体を活用して広報・啓発に努めた。	○		マップ、広報、ホームページ等いろいろな媒体を活用して広報・啓発に努めた。	今後もいろいろな媒体を活用して広報・啓発に努める。	3：継続 (現状維持)		危機管理課	
			No.58	サービス提供事業者における防災対策の促進 障害のある人の安全を確保するために、サービス提供事業者に対して、防災計画の作成や防災訓練の実施、施設や設備等の安全点検等災害対策の推進について指導します。	事業者へ協力を働きかける。	各サービス提供事業者が防災訓練を実施していることを確認した。	○	○	H30年度総合防災訓練で特定福祉避難所において訓練を実施した。また、各サービス事業者の防災訓練の実施を確認できた。	定期的な訓練の実施や安全点検を行い、防災対策の推進を行う。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
			No.59 ◎	特定福祉避難所の機能の充実 専門性の高いケアが必要な人を受け入れるため、特定福祉避難所に指定している、障害福祉施設や特別支援学校に対して、災害時に必要な物資の配備を順次進め、災害に備えます。	必要な物資を順次配備していく。	特定福祉避難所への配備が完了したため未実施。	-	-	18か所の特定福祉避難所へ必要な備蓄を配備した。	18か所ある特定福祉避難所へ必要な備蓄を配備した。	1：完了	1：完了	危機管理課	
					設置者へ必要な物資を働きかける。	特定福祉避難所への配備が完了したため未実施。	-	-	H30で18か所の特定福祉避難所への必要な備蓄の配備を完了した。	18か所ある特定福祉避難所へ必要な備蓄を配備した。	1：完了	1：完了	障害福祉課	
			(2) 緊急時の情報の発信	No.60	緊急時の情報提供 緊急時の情報発信として、インターネットFAXや防災ラジオ等の普及を図り、災害時における被害の軽減に努めます。	事業の継続実施	令和元年度もテガルス(i-fax)を防災の日に併せ情報提供訓練を実施した。災害発生時の情報提供は無。(災害未発生のため)	○	○	テガルス(i-fax)登録者について定期的に災害時の情報伝達訓練を行うことができた。	定期的な情報伝達訓練を行い、災害発生時に迅速かつ適切に情報伝達が行えるような体制を整える。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課
						事業の継続実施	事業の継続実施を行った。 R01防災ラジオ販売数…489台	○	○	5年間に5,985台を販売した。	今後も継続して販売していく。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	危機管理課
					No.61	徘徊知的障害者(児)家族支援事業の実施 徘徊の症状がみられる知的障害のある人に対して、所在が不明となったときに備え、徘徊知的障害者(児)家族支援事業を実施します。	事業の継続実施	令和元年度もセコムに委託し事業を継続実施した(利用者は3人)	○	○	徘徊の症状がみられる知的障害のある人が所在不明となった場合に備え、位置情報を提供する機器の貸し出しを行った。	今後も事業を継続して実施し、徘徊の症状のある知的障害のある人や家族を支援する。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)
			(3) 消費者・ト交 通 プ ル 全 の 教 育 止 の シ テ ム	No.62	消費者トラブルの防止と被害からの救済 障害のある人が、悪質商家等の被害に遭うことのないよう情報収集と発信を行うとともに、被害からの救済のため、必要に応じて消費生活センターや日本司法支援センター(法テラス)等の相談窓口へつなげていきます。	情報弱者に対し適切な相談窓口へつなげる。	必要な相談者に対し、適切な相談窓口を案内した。	○	○	必要な相談窓口を案内し、専門的な支援に繋げた。	継続して専門的な窓口を案内し、相談者を支援できるようにする。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課
						悪質商家等に関する情報収集と啓発等を活用した情報発信 消費生活センターや日本司法支援センターとの連携	市ホームページにより周知した	○	○	概ね達成した。	引き続き継続が望ましい。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	商工課

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課	
		と実施	No.63	交通安全教育の実施 障害のある人が、交通事故等に遭うことがないよう、交通安全教育を実施します。	特別支援学校での交通安全教室の実施	10/11開催(高等部)	○	○	開催実績 H27年度6/4(中・高) H28年度6/1(中・高) 6/7(小) H29年度6/12(小) 8/22(中・高) H30年度6/4(小) 6/22(中・高)	警察とも連携し、交通安全教室を実施していきます。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	市民安全課	
			No.64	公共施設のユニバーサルデザインの推進 公共施設を新設するときには、ユニバーサルデザインによる設計を推進します。	新設時にユニバーサルデザインによる設計を検討する。	錦町小学校、志貴小学校、北部調理場	○	○	ユニバーサルデザインによる設計を推進することができた。	引き続き、新設の際はユニバーサルデザインによる設計を推進する。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	施設保全課	
2	人にやさしい施設の整備	(1)	No.65	交通環境のユニバーサルデザインの推進 歩道等の維持・改修時には、県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例等に沿ったユニバーサルデザインを推進します。また、公共交通機関の事業者へ施設の改善を働きかけます。	条例等に沿ったユニバーサルデザインの推進	自転車ネットワーク事業に合わせ歩道段差の軽減を図った。苦情のあった歩道段差の解消を行った。	○		歩道等の維持・改修時には、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行った。維持補修では対応に限度があるため、どこまで対応するのか判断が難しい。	歩道等の維持・改修時には、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行う。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	維持管理課	
				事業の継続実施	歩道整備 市道里荒畑5号線ほか2路線 L=1643.0m	○	○	【成果】総延長3763.9mの歩道整備を実施した。 【課題】実施にあたり事業費の確保が必要。	事業を継続する。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)			土木課
				交通事業者へユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図ります。	交通事業者に対してユニバーサルデザインタクシーの購入費補助を実施	○		市内の鉄道駅は全てバリアフリー化が完了した。また、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図ることができた。		1：完了	都市計画課			
			No.66	障害者用トイレの多機能化の推進 公共施設を新設するときには、オストメイト対応トイレの設置に努めます。また、必要に応じて大人用のオムツ換えや着替え等に利用できるベッドの設置に努めます。	新設時に障害者用トイレの多機能化について検討する。	安城北中学校	○	○	オストメイト対応トイレの設置を推進することができた。	引き続き、オストメイト対応トイレの設置を推進する。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	施設保全課	
		(2)	No.67	市営住宅のバリアフリー化の推進 障害のある人の快適な住まいを確保するため、市営住宅のうち既存施設には、バリアフリー化を推進します。	市営住宅の段差解消等を行う住戸改善を計画的に実施する。	市営住宅長寿命化計画では、今年度実施予定はなかったが、未実施の部屋が退去したので、1戸実施した。	○	○	ほぼ計画どおりにバリアフリー化を進められているが、入居者の都合で実施できない部屋がある。	市営住宅長寿命化計画に基づき、住戸内のバリアフリー化を進めます。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	建築課	
				No.68	リフォームヘルパー派遣事業の実施 リフォームヘルパーを派遣し、相談や専門的なアドバイスを行う等、障害のある人へ適切な住宅改修ができるよう支援します。	住宅改修に関する相談等を行うため、リフォームヘルパーの派遣を引き続き実施しつつ、より効果的かつ効率的な住宅改修につながるよう、現事業の廃止及び新たな手法の検討を行い、事業の見直しを図ります。	現事業を廃止することに伴い、高齢者の介護及び介護予防のための住宅改修が速やかに実施できるよう、人にやさしい住宅リフォーム助成事業を見直しました。	○	○	人にやさしい住宅リフォーム助成事業を利用しやすい制度に見直し、令和元年度をもってリフォームヘルパー派遣事業を廃止しました。	(高齢者の介護及び介護予防に資する住宅改修が実施できるよう、人にやさしい住宅リフォーム助成事業を継続して実施します。)	7：事業 廃止	7：事業 廃止	高齢福祉課
現行制度を維持しつつ、高齢福祉課の見直しにあわせて、効果的、効率的な手法の検討を行います。	5件の住宅改修があった。また、高齢福祉課の見直しに合わせ障害者の住宅改修が速やかに実施できるように改正ができた。	○			H27、H28、H29、H30、R1に5件の改修実績があった。	「在宅重度身体障害者住宅改修費給付事業」の手続きを簡素化することにより、リフォームヘルパーの派遣事業を廃止した。	7：事業 廃止	障害福祉課						

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課		
第4章 療育・教育・子育て	1 子ども発達支援の充実	(1) 乳幼児健康診査等の充実	No.69	乳児家庭全戸訪問の実施 生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安の軽減および育児の孤立の防止を図るとともに、支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問等のサービスにつなげていきます。	継続実施	実施できた	○	○	生後4か月以内にほとんど訪問できた	引き続き実施し、育児不安の軽減や育児の孤立防止に努めます	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	健康推進課		
			No.70	乳幼児健康診査の実施 乳幼児期における発達の遅れや疾病を早期に発見し、適切な支援、療育につなげるため、乳幼児健康診査を実施します。また、保護者と成長発達を確認し、発達に伴う問題や不安のある保護者を支援します。	継続実施	継続実施	○	○	乳幼児健診を実施した。	引き続き乳幼児健康診査を実施することで、発達の遅れや疾病を早期に発見し、適切な支援へつなげていきます。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	健康推進課		
			No.71	相談・訪問の実施 乳幼児健康診査において発達に心配のある場合は、相談・訪問にて指導・支援を行います。	継続実施	継続実施	○	○	発達心理相談を実施した。	引き続き発達心理相談を実施し、また、訪問により支援していきます。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	健康推進課		
			No.72	1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）の実施 育児不安や発達に心配のある親子に対し、療育センターや関係機関と連携して集団指導を実施します。	事業の継続実施	継続実施	○	○	継続して実施した。 中断した親子の状況把握と専門職によるフォローを実施していく。	継続実施	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	子ども発達支援課		
			No.73	発達障害の早期発見 3歳児健康診査までに発達障害が見つからない場合に対処するため、幼稚園・保育園での健康診断や保育士等の気づき、保育カウンセラーによる園訪問、さらには、就学時の健康診断、小学校のスクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、発達障害のある児童の早期発見と指導に努めます。	保育カウンセラー訪問 臨床心理士 64回 作業療法士 30回 実施	継続実施	訪問相談として継続実施 臨床心理士 66回 作業療法士 44回	○	○	継続して実施した。 園での指導内容をあんステップの相談に活かしていく。	園の保育士や訪問相談及び外来相談の専門職との連携を継続実施	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	子ども発達支援課	
		幼稚園・保育園・こども園での情報をもとに、あんステップの臨床心理士による園訪問や就学相談を実施した。また、就学時健康診断時の教育相談で発達障害のある児童の早期発見と指導に努めた。													幼稚園・保育園・こども園での情報をもとに、あんステップの臨床心理士による園訪問や就学相談、さらには、就学時健康診断時の教育相談で発達障害のある児童の早期発見と指導に努めます。
		No.74	(2) 療育相談の充実	No.74	相談窓口の充実 療育に関する相談時間を拡大する等、相談の機会を増やすことにより、相談窓口の充実を図ります。	相談時間を拡大	継続実施	○	○	相談窓口の充実を図ることができた。 増え続ける相談に対応するために、支援体制の更なる強化が必要となっている。	継続実施	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	子ども発達支援課	
					No.75	相談窓口の明確化 保健センター、子育て支援センター、療育センター、教育センター等で行う子どもの発達や療育に関する相談については、相談先がわかりやすいよう窓口の周知に努めます。また、「(仮称)子ども発達支援センター」の整備により、これらの窓口の統合や連携強化を推進します。	わかりやすい相談窓口案内に努めます。	相談窓口について市ホームページや関連ウェブサイトに掲載し、周知を行った。窓口にもあんステップのリーフレットを設置し、案内した。	○	○	あんステップが整備され、相談窓口が集約されたため、相談窓口の案内は、以前よりわかりやすくなった。	引き続き相談窓口の周知を行っていく。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課 学校教育課 健康推進課
							相談窓口の集約化により、効率的な運営を図るとともに、専門職による相談の充実を図る。	あんステップにて相談窓口を集約し、専門職による相談を実施した。	○	○	専門職による相談を実施した。	専門職相談の継続実施	3：継続 (現状維持)		

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課			
		(3) 情報交換 、 協力体制の充実	No.76	分野間の連携による支援体制の充実 療育担当者や関係機関同士の情報交換会 を開催することにより、保健・療育・教育 の各分野間の連携を強化し、早期療育の連 続・一貫した支援体制の充実を図ります。	療育関係機関連絡会年2回実 施。 8月と2の開催予定。	発達支援ネットワーク会議を2 回開催 (開催日 8月30日、2月26日)	○	○	定期的に開催することで関係機関 相互の連携を強化することができ た。 ニーズの把握や連携強化を図るた め、継続して実施する必要がある。	継続実施	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	子ども発達 支援課			
				継続実施	市教育委員会の担当者や臨床心理 士が定期的に会に参加し、教 育センター教育相談について説 明、業務連携を図った。	○	○	市教育委員会の担当者や臨床心理 士が定期的に情報交換会を開催す ることにより、保健・療育・教育 の各分野間の連携を強化し、早期 療育の連続・一貫した支援体制の 充実を図った。	市教育委員会の担当者や臨床心理 士が定期的に情報交換会を開催す ることにより、保健・療育・教育 の各分野間の連携を強化し、早期 療育の連続・一貫した支援体制の 充実を図ります	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	学校教育課				
			No.77	生涯を通じた支援のための情報共有 乳幼児期から成人期までの成長や、医療、 教育、福祉等の支援内容等を一貫した情報 として共有することにより、生涯を通じた 支援を行います。	相談支援を通して様々な節目 で、支援が途切れないよう関係 部署や機関との情報共有に努め ます。	関係機関や専門職同士の連携の ための情報共有を行った。	○	○	相談支援が途切れないよう必要に 応じて関係機関との情報共有や連 携を行った。	○	引き続き関係機関との連携し、相 談支援が適切に行えるよう努めて いく。	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	障害福祉課 健康推進課 社会福祉協 議会	
				集約による利点を生かした事業 運営を行う中で、関係機関との 連携を強化していく。	関係機関や専門職同士の連携の ための情報共有を行った。	○	○	関係機関との連携を行った。	継続実施	3：継続 (現状維 持)	子ども発達 支援課					
				児童生徒を取り巻く関係者や関 係機関と連携し、切れ目のない 支援体制の充実を図る。	幼小及び小中の連携を密にする とともに、自立支援協議会と連 携し福祉面からも切れ目のない支 援体制を構築した。	○	○	医療、教育、福祉等の支援内容の 情報を共有し、生涯にわたり、一 貫した支援を実施することに課題 がある。	乳幼児期から成人期までの成長 や、医療、教育、福祉等の支援内 容を共有し、生涯にわたり、一貫 した支援体制の構築を図ります。	3：継続 (現状維 持)	学校教育課					
			No.78	各種子育て支援事業による育児不安の解消 各種子育て支援サービス情報の提供や相 談・助言を行うことにより、保護者の育児 不安の解消に努めます。また、早期療育等 へつながるよう、関係機関との連携を図り ます。	療育支援を子ども発達支援セン ターで実施する。集約化により 効率的な運営を図るとともに、 関係機関と連携していく。	専門家による相談を実施した。 関係機関と担当者会議を年3回実 施	○	○	継続して実施することで保護者の 育児不安を解消することができ た。 相談件数は増加傾向にあり、支援 体制の強化する必要がある。	○	継続実施	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	子ども発達 支援課	
				継続実施	継続して実施できた	○	○	訪問や教室、健診の機会などを通 じて子育て情報の提供ができた。 また、支援を必要とする家庭の把 握に努め、必要な支援・サービス につなげた。	引き続き子育て支援事業を実施 し、育児不安の解消等に努めます	3：継続 (現状維 持)	健康推進課					
			No.79	(4) 療育体 制の充 実	(仮称)子ども発達支援センターの整備 早期療育を必要とする児童の増加や相談機 能の充実等に対応するため、療育セン ター、サルビア学園を併せ、さらに機能を 高めた「(仮称)子ども発達支援セン ター」の整備を推進します。	事業完了	-	-	H30整備完了	-	-			1：完了	1：完了	子ども発達 支援課
					保育所等訪問支援の実施 保護者からの依頼により、障害児支援に関 する知識と指導経験のある保育士等が、保 育園等を訪問し、集団生活に適応するた めの支援を必要とする子に、保育園等の担 当職員と共に必要な支援について考え、個 々の特性に合わせた助言をご家族に行いま す。	子ども発達支援センターの整備 にあわせ協議	公立保育園10回、私立保育園3 回、小学校4回訪問支援実施。	○	○	継続して実施した。 園での状況について情報共有を強 化する必要がある。	○	継続実施	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	子ども発達 支援課
			○	○	継続してサービス決定を行った。	継続実施	3：継続 (現状維 持)	障害福祉課								

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課評価	施策評価	H27～R元年度5年間の成果と課題	次期計画へ向けての事業の方向性	担当課5年間評価	施策5年間評価	担当課
2	子育て支援の充実	(1) 統合保育・交流保育の推進	No.81	臨床心理士による指導の実施 発達障害等のある児童の発見や支援をするため、幼稚園・保育園・認定こども園への保育カウンセラーによる園訪問、教育センターの臨床心理士による5歳児の支援を実施します。	子ども課臨床心理士 64回 教育センター 30回	訪問相談110回 年長児園訪問	○	○	専門職による訪問相談を実施した。	継続実施	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	子ども発達支援課
				継続実施	幼・保育園、保育課、各小学校との連携強化を図り、園訪問での園児の観察から就学相談までを速やかに進めることができた。	○	○	発達障害等のある児童の発見や支援をするため、幼稚園・保育園・認定こども園への臨床心理士による園訪問や就学相談により5歳児の支援を実施した。	発達障害等のある児童の発見や支援をするため、幼稚園・保育園・認定こども園への臨床心理士による園訪問や就学相談により5歳児の支援を実施する。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課	
			No.82	統合保育の推進 幼稚園、保育園、認定こども園においては、障害のある児童の教育・保育のニーズを受け止め、障害のある児童もない児童も、一緒に生活する中でともに育ちあう教育・保育を推進します。	事業の継続実施	継続	○	○	幼稚園、保育園、認定こども園において、障害のある児童も共に生活ができるよう連携を図りながら教育・保育を推進してきた。	事業継続	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	保育課
			No.83	交流保育の推進 障害のある児童とない児童とのふれあいを図るため、サルビア学園と保育園等の交流保育を推進します。	事業の継続実施	えのき保育園6回、城ヶ入保育園8回、赤松保育園6回実施。	○	○	継続して実施した。 園との連携を密にして効果的な支援を行うためには、訪問回数や交流手段について検討する必要がある。	継続実施	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	子ども発達支援課
			No.84	放課後児童クラブへの受入れの推進 特別支援教育を受ける小学生で、昼間保護者が留守になる児童について、放課後児童クラブへの受入れを推進します。	継続実施していく	関係機関、小学校とケース検討会等を実施するなど、連携強化を図った。	○	○	H27～R1の5年間で児童クラブの利用児童は1,565人から2,127人へ激増し、障害児や障害の疑いのある児童も増えている。 集団生活ができることを条件に受け入れているが、児童支援員が不足している状況で、多動や他害のある児童は1対1以上で対応しており、現場は苦慮している。	障害のある児童の受け入れを継続していくが、慢性的に児童支援員が不足しており、障害児支援の専門的知識のある人員の確保はさらに難しい状況である。 児童クラブ内での対応・解決が難しいケースも多く、特別支援学級教員や相談支援専門員との連携を強化し、当該児童に適した支援や居場所を話し合う場が必要である。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	子育て支援課
			No.85	小中学校への介護員の派遣 安城市立の小中学校に在学する肢体不自由の児童生徒が、学校生活において、一時的に保護者の付添いができない場合は、介護員を派遣し、通学の維持を図ります。	必要に応じて事業の実施	平成30年度まで実績がなかったため安城市肢体不自由児童・生徒介護員派遣事業実施要綱をH30.11.1付で廃止。また、教育委員会において同様の要綱が整備・実施されている。	-	-		教育委員会の平成28年4月1日施行「安城市スクールアシスタント配置事業実施要綱」により実施。それ以前は「安城市特別支援教育補助員配置事業実施要綱」で実施されていた。	7：事業 廃止	7：事業 廃止	障害福祉課
			No.86	放課後等デイサービスの充実 放課後等デイサービスについては、ニーズに対応するため、新規事業者の参入を促進し、質の充実と量の確保を図ります。	サービスの質・量の充実について協議を継続	児童担当者において支援員のスキルアップを目的として、勉強会や事例検討を行った。	○	○	自立支援協議会児童担当者が支援員のスキルアップを目的とした勉強会や事例検討を行い、サービスの質、量が充実したため、利用日数が倍増している。	ニーズが高まっており、支援員向けの勉強会や事例検討を定期的に行い、サービスの質をより充実させていく。また、放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業を含めて障害児の事業を総合的に研究していきます。	2：継続 (拡充)	2：継続 (拡充)	障害福祉課
			No.87	ファミリー・サポート・センター事業の推進 障害のある児童の子育て支援活動を充実するため、援助会員の確保や研修の充実を図ります。	講習会や研修会の実施	会員に講習会（4回）や研修会（2回）を開催した。	△	△	講習会や研修会は、子どもの遊びや事故防止、AEDや心肺蘇生法等の内容であり、障害のある児童の支援は含まれていなかった。また、障害児支援の資格も知識もない提供会員が、講習や研修を受講しただけで、障害のある児童を安全に支援できるかが課題。	提供会員の多くは資格や専門的知識のない方であり、障害のある児童の見守りや送迎を1対1で行う状況について、安全性が担保されているとは言い難い。障害児のファミサポ利用については、障害福祉サービスとの整合性を図り、安心・安全に支援できるルールづくりが必要と考える。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	子育て支援課

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課	
3	インクルーシブ教育の推進	(1)教育相談等の充実	No.88	関係機関の連携強化 保護者の教育上の悩みや不安を解消するため、教育センター、療育センター、サルビア学園、特別支援学校等関係者による療育担当者会等を開催し、関係機関の連携強化を図ります。	療育関係機関連絡会年2回実施。 8月と2月の開催予定。	発達支援ネットワーク会議を2回開催 (開催日 8月30日、2月26日)	○		定期的に開催することで関係機関相互の連携を強化することができた。ニーズの把握や連携強化を図るため、継続して実施する必要がある。	継続実施	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	子ども発達支援課	
				児童生徒のもてる力を伸ばす支援を他機関と連携して行う。	療育担当者会等に参加し、関係機関の連携強化を図った。	○	○	保護者の教育上の悩みや不安を解消するため、教育センター、療育センター、サルビア学園、特別支援学校等関係者による療育担当者会等を開催し、関係機関の連携強化を図った。	保護者の教育上の悩みや不安を解消するため、教育センター、療育センター、サルビア学園、特別支援学校等関係者による療育担当者会等を開催し、関係機関の連携強化を図ります。	3：継続 (現状維持)	学校教育課			
				引き続き連携強化を図っていく	関係機関等が担当者会等に参加し、連携強化を図った。	○		令和元年度に児童担当者が関連機関と合同会議を開催したが、単年ではなく継続して行うことが必要である。	自立支援協議会こどもグループを中心に教育機関と合同会議を開催し、連携強化を図る。	3：継続 (現状維持)	障害福祉課			
				No.89	教育センターの相談支援体制の充実 相談数の増加に対応するため、家庭教育相談員・臨床心理士等の相談時間の拡大に努め、教育センターでの相談の充実を図ります。 また、「(仮称)子ども発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。	臨床心理士などの専門家による相談 継続して実施	アンステップで行われる発達相談と、教育センターで行う教育相談について随時相談し合い、利用者にとってよりよい相談体制の整備を行った。	○	○	教育センターでの教育相談やアンステップでの発達相談、就学相談の充実に努め、利用者によりよい相談体制を構築した。	利用者にとってよりよい相談活動となるよう、さらに教育センターでの教育相談やアンステップでの発達相談、就学相談の充実に努めます。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課
				No.90	保育園等の就学相談支援体制の維持 全ての幼稚園、保育園、認定こども園において、就学前児童(5歳児)の就学相談が実施できる体制を維持します。 また、「(仮称)子ども発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。	子ども発達支援センターが中心となって、次年度の子どもの小学校就学に心配のある保護者が就学相談できるよう連携を図る。	園訪問、就学相談を中心に幼保小の連携を図った。	○	○	幼稚園、保育園、認定こども園において園訪問を実施し、就学前児童(5歳児)の実態を把握した。	幼稚園、保育園、認定こども園において園訪問を実施し、就学前児童(5歳児)の実態を把握した。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課
			子ども発達支援センターが中心となって、次年度の子どもの小学校就学に心配のある保護者が就学相談できるよう連携を図る。		継続	○	○	あんステップ、教育センター、安城市内全ての幼稚園、保育園、認定こども園が連携を図り、就学相談できる体制を整え実施できた。	事業継続	3：継続 (現状維持)	保育課			
				No.91	卒業時の就学就労相談の充実 卒業時における就学・就労に関する相談の充実を図ります。	継続実施	自立支援協議会と就学就労に関する情報交換をし、学校での就学就労に役立てた。	○	○	卒業時における就学・就労に関する相談の充実を図った。	卒業後の就学・就労に関する相談活動を早期に実施することで充実を図ります。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課
			(2)インクルーシブ教育システムの構築	No.92	本人・保護者の意見を尊重した就学先の決定 障害のある児童生徒、保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市教育委員会が就学先を決定します。	継続実施	就学先の相談が必要な未就学児については、市教育委員会が主体となり、関係機関と連絡を取りながら適切な就学に努めた。	○	○	障害のある児童生徒、保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市教育委員会が就学先を決定した。	障害のある児童生徒、保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校が専門的な立場の意見も取り入れながら、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市教育委員会が就学先を決定します。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課
		No.93		多様な学びの場の充実 教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。	継続実施	校内教育支援委員会を中心に話し合いを行い、個々の児童生徒に適した学びの場の提供に努めた。	○	○	小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図った。	教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課	

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課
			No.94	合理的配慮の提供 合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて市・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供します。	継続実施	市教育委員会が中心となり、市・学校、保護者間で児童生徒の学習環境についての話し合いを継続し、合意形成に努めた。	○	○	児童生徒一人ひとりの障害の状態を把握し、教育的ニーズに応じて市・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供した。	合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて市・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供します。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課
			No.95	特別支援教育の体制の充実 特別支援教育の体制の充実を図るため、特別支援教育コーディネーター養成を目的とした研修会・情報交換会を実施し、必要な人材の確保に努め、さらに校内教育支援委員会等の研修を通じて広く周知します。	継続実施	特別支援教育コーディネーターの計画的な研修、校内教育支援委員会での話し合いを行った。	○	○	特別支援教育の体制の充実を図るため、特別支援教育コーディネーター研修を年1回実施した。その内容を校内の研修会等で広く周知した。	特別支援教育の体制の充実を図るため、特別支援教育コーディネーター研修及び情報交換会を実施し、校内教育支援委員会等の研修を通じて広く周知します。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課
			No.96	通級指導の充実 障害特性にあわせた学習支援をするため、通級指導担当教員研修等を開催し、教職員の専門知識の習得と資質向上を図り、通級指導の充実に努めます。	継続実施	通級指導担当教員の研修を計画的に行った。また、自主研修会でも志による学習会も行った。適切な時間数で指導ができるように、学校同士の組み合わせの見直しを行った。	○	○	障害特性にあわせた学習支援をするため、通級指導担当教員研修等を年2回開催し、教職員の専門知識の習得と資質向上を図り、通級指導の充実に努めた。	障害特性にあわせた学習支援をするため、通級指導担当教員研修等を開催し、教職員の専門知識の習得と資質向上を図り、通級指導の充実に努めます。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課
			No.97	特別支援教育補助員事業の充実 個別支援の対象となる児童やその集団の健やかな成長を図るため、特別支援教育補助員には、各種障害の知識や適切な支援の研修を実施し、質的な充実を図ります。	継続実施	スクールアシスタントへの計画的な研修を行った。	○	○	個別支援の対象となる児童やその集団の健やかな成長を図るため、スクールアシスタント研修を年1回実施し、質的な充実を図った。	個別支援の対象となる児童やその集団の健やかな成長を図るため、スクールアシスタントには、各種障害の知識や適切な支援の研修を実施し、質的な充実を図ります。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課
			No.98	学校施設のバリアフリー化の推進 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。	改修時に、バリアフリー化を実施	丈山小学校校舎中規模改修(1/2期) 安城北中学校校舎中規模改修(2/3期)	○	○	校舎中規模改修(高棚小、丈山小(1期)安城北中(1・2期)、東山中) 校舎トイレ改修(安城南小、安城北小、錦町小、桜井小、祥南小、丈山小、二本木小、里町小、桜町小、桜林小、新田小、今池小、三河安城小、梨の里小、安城北中、明祥中、桜井中、安祥中、篠目中) 屋内運動場トイレ改修(安城南小、安城東部小、高棚小、明和小、志貴小、作野小、祥南小、丈山小、里町小、桜町小、桜林小、新田小、今池小、安城南中、安城北中、明祥中、安城西中、桜井中、安祥中、篠目中)	校舎の中規模改修を計画に沿って進め、バリアフリー化を実施する	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	教委総務課
				事業の継続実施	学校へのマンホール設置がなかったため、未実施。	-	-	5年間に16か所の小中学校にマンホールを設置し、その際に避難所の建物からマンホールまでのルートがバリアフリーとなるよう配置を考慮した。	これまで学校にマンホールを設置する際に避難場所からマンホールまでのルートのバリアフリー化などを進めてきたが、下水道整備地域の学校への設置が完了した。	1：完了		危機管理課	
		(3)進路指導の充実	No.99	学校・行政・職安の協力 障害のある生徒の状況に適した進路指導を行うため、学校と行政および公共職業安定所が協力し、就学・就職への支援をします。	継続実施	卒業後の適切な進路決定について、関係機関との連携に努めた。	○	○	障害のある生徒の状況に適した進路指導を行うため、学校と行政および公共職業安定所が協力し、就学・就職への支援を行った。	障害のある生徒の状況に適した進路指導を行うため、学校と行政および公共職業安定所が協力し、就学・就職への支援をします。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課
			No.100	職場見学・説明会等の実施 障害のある生徒に自らの進路に対して関心を持ち、考えてもらうため、卒業生の体験談、職場見学・実習、学校説明会・見学会等を実施します。	継続実施	卒業後の進路決定やNPO等との相談活動で情報提供に努めた。	○	○	障害のある生徒に自らの進路に対して関心を持ち、考えてもらうため、卒業生の体験談、職場見学・実習、学校説明会・見学会等を実施した。	障害のある生徒に自らの進路に対して関心を持ち、考えてもらうため、卒業生の体験談、職場見学・実習、学校説明会・見学会等を実施します。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	学校教育課

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課
第5章 雇用・就労	1 一般就労機会の拡大	(1) 雇用・就労の啓発・広報	No.101	アフターケアの充実 就労後のアフターケアについては、市教育委員会、各学校の校内教育支援委員会、特別支援学校等が連絡をとり、適切な支援の実施に努めます。	就学後は就労相談員を活用し、必要に応じて担当者会へつなげる。	特別支援学校等との連携により卒業後の進路を考える会を実施。	○	○	年1回特別支援学校や支援学級の父兄向けに各事業所の活動内容を紹介するブースを設け、内容を見てもらおう会を実施した。	特別支援学校等と連携して、卒業後の進路を考える機会を提供していく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
				継続実施	就学後の相談、問題解決について、校内教育支援委員会が中心となり、市教育委員会と連携を図りながら話し合いを行った。	○	市教育委員会、各学校の校内教育支援委員会、特別支援学校等が連絡をとり、適切な支援の実施に努めた。		就学後のアフターケアについては、市教育委員会、各学校の校内教育支援委員会、特別支援学校等が連絡をとり、適切な支援の実施に努めます。	3：継続（現状維持）	学校教育課		
			No.102	多様な就労方法や技能取得制度の周知 テレワーク等多様な就労方法や技能取得制度を周知するとともに、障害者就業・生活支援センターと連携して障害のある人の雇用を支援します。	技能習得制度のPRや障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図り、障害のある人の雇用への支援に努める。	引続き障害者就業・生活支援センター、愛知職業能力開発校との連携に努めた。	○	○	障害者就業・生活支援センター、愛知職業能力開発校との連携に努めた。	引続き障害者就業・生活支援センター、愛知職業能力開発校との連携を促進する。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
			No.103	企業等への制度の啓発 就労相談員の活動を通して障害のある人の雇用拡大を働きかけるため、企業等に各種助成制度や障害者雇用率制度を周知します。	就労相談員を通じ、制度の啓発や、障害のある人の雇用を希望する企業等との取り次ぎを行う。	令和元年度も就労相談員を1名配置し、就労相談や企業への取り次ぎを行った。	○	○	就農を希望する障害者に対し、JAが実施する農家と就労希望者のマッチング事業を案内した。	引き続き事業を継続し、就職を希望する障害のある人の雇用を促進する。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
				市ウェブサイト等を通じた企業等への各種助成制度や障害者雇用率制度の周知	市ホームページにより周知した	○	概ね達成した。		引き続き継続が望ましい。	3：継続（現状維持）	商工課		
			No.104	障害者雇用の促進 特例子会社の設置の普及、就労継続支援A型の新規事業者の参入促進を図る等、新しい形の就労の場の拡大に努めます。	自立支援協議会担当者会での啓発	テレワークによる就労支援のため、ハローワーク刈谷及び障害者雇用に関するシステム提供や各種コーディネート業務を行う企業と連携協定を締結した。	○	○	自立支援協議会担当者会、ハローワーク等と連携し、一般就労、福祉的就労の促進に努めた。就労定着には課題が多い。	障害のある人の一般就労の促進と、福祉的就労の充実に引き続き努める。	2：継続（拡充）	2：継続（拡充）	障害福祉課
			No.105	職場における合理的配慮の提供義務等の周知 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行を踏まえ、法に盛り込まれた、障害のある人への差別的禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	法施行にあわせ、PRの実施。	6月の民生委員勉強会、11月の碧海信用金庫の窓口職員向け研修会で講演し、周知を行った。盲導犬を連れた障害者からの意見を受け、市内へそうした障害者の入店・入場に配慮を依頼した。	○	○	広報への記事掲載、民生委員勉強会、市内企業（碧海信用金庫）向け研修等で、周知を図った。	障害に対する理解の促進、差別や偏見の解消は一朝一夕に進むものではないため、広報あじょうなど様々な媒体を活用した情報発信、研修、行事等の機会をとらえて、引き続き広報・啓発活動に努める。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
				市ホームページ等を通じた法制度の周知	市ホームページにより周知した	○	概ね達成した。		引き続き継続が望ましい。	3：継続（現状維持）	商工課		
			No.106	就労移行支援の充実 就労移行支援の新規事業者の参入促進を図ると同時に、サービスの質の確保に努めます。	自立支援協議会担当者会での参入や拡大の働きかけや勉強会などで質の向上に努める。	今年度も自立支援協議会の担当者会において継続実施した。	○	○	自立支援協議会担当者会で就労移行支援の新規参入の働きかけや勉強会等を実施した。	自立支援協議会と協力し、就労移行支援の新規事業者の参入促進に努める。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
			No.107	ジョブコーチ支援制度の周知 障害のある人と企業の間立ち、就業と生活の一体的支援を行うジョブコーチ（職場適応援助者）の活用が図られるよう、制度の周知を行います。	西三河南部西就業・生活支援センターと連携し、支援の推進に努める。	引続き障害者就業・生活支援センターとの連携に努めた。	○	○	障害者就業・生活支援センターと連携し、ジョブコーチの活用が図られるよう取り組んだ。	引き続き関係機関と連携して支援に努める。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
No.108	職親制度の推進 知的障害や精神障害のある人を住み込みや通いで雇用し、生活指導や就労指導を行う職親委託制度を推進するため、職親の確保に努めるとともに、事業の周知を行います。	職親制度の確保等に努める。希望者がある場合はPRを実施。	障害福祉課ウェブサイト「その他のサービス」に職親制度の記事を掲載し周知啓発を図った。令和元年度実績0	○	○	市ホームページに掲載し、周知啓発を図った。	引き続き職親制度の確保に努める。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課			

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課
			No.109	市における障害者雇用の推進 障害者雇用率を達成するよう、計画的な採用を行います。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大等を検討します。そして、精神障害者についても業務内容、採用方法、人材育成方法等について研究を進めます。		知的障害者及び精神障害者も対象に加えて正規職員の募集を行ったが、採用には至らなかった。 また、令和2年度からの障害者ワークステーションの運用に向け、パートタイム会計年度任用職員としての障害者雇用に関する研究や、その業務に関する庁内調整を行った。	○	○	障害者の募集を積極に行ったことにより、法定雇用率を達成することができている。 今後は、知的障害者や精神障害者が働きやすい職場となるための体制整備や各種取り組みが必要となる。	令和元年度においては法定雇用率を達成しているが、今後法定雇用率の上昇が予定されており、また職員の増員による雇用率の算定の基礎となる職員数が増加するため、法定雇用率の達成が困難となる見込みである。 従って、法定雇用率を達成するためには、障害者の積極的な採用活動を行うとともに、障害者が働きやすい職場となるための体制整備や各種取り組みが必要となる。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	人事課
福祉的 就労の 支援	2		No.110	自主製品の購入、市業務の委託 障害者優先調達推進法に基づき、市立保育園におけるおやつとして自主製品を購入し、利用者の工賃アップを支援します。また、ペットボトル、ビンの選別作業等の市業務の一部を障害福祉施設へ委託します。そして、自主製品の紹介一覧を自立支援協議会の協力のもと作成し、広報・啓発活動に努めます。	(追加事項)障害福祉課も物品購入又は役務の委託に努める。	年度の目標を設定し、達成に努めた。また、障害福祉課も物品購入を行った。 ※実績 H30年度 物品 3,103,850円 役務 13,057,465円 R元年度 物品 3,019,090円 役務 13,952,552円	○	○	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉課ほか各課で物品購入又は役務の委託を実施した。令和元年度はあんぶくまつり実行委員会として参加各事業所の生産品(食品)を購入した。	障害者優先調達推進法と調達方針の趣旨の周知・啓発活動に努め、引き続き事業を継続していく。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課
			No.111	就労系サービスの充実と事業者の質の確保 一般企業等での就労が困難な人の就労機会や生産活動の場として、就労系サービスの新規事業者の参入や事業の拡大を促進します。また、企業等に対し就労系サービス事業者への作業の発注を働きかけます。なお、事業者に対して、その質の確保を図るとともに、障害者差別解消法等の周知を図り、作業環境の改善を促進します。	自立支援協議会担当者会での参入や拡大の働きかけや勉強会などで質の向上に努める。	R1から安城商工会議所と連携し、障害者雇用を考える企業向けのセミナーを開始した。障害者雇用の支援制度、障害者受け入れ時の注意等周知を図った。	○	○	自立支援協議会の活動を通じ、関係団体や機関との連携が少しずつ広がってきている。	引き続き、自立支援協議会の活動を通して質の向上に努めるとともに、ネットワークを広げ就労機会の拡大に努める。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課
			No.112	学校と相談支援事業所の連携 特別支援学校等の卒業生が、必要な就労支援が得られ、適切なサービスの選択ができるよう、学校と相談支援事業所が連携します。	自立支援協議会担当者会において連携	相談支援事業所を中心にして各担当者会において連携を図った。	○	○	相談支援事業所を中心となり自立支援協議会各担当者会と特別支援学校との連携を図った。	引き続き、自立支援協議会じどうグループ及びそだんグループを中心に連携を図る。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課
			No.112	卒業後の進路選択の支援について学校と連携して進める。	保護者会(地区別懇談会)へ参加し、進路について考える会を自立支援協議会と連携し開催した	○	○	保護者会(地区別懇談会)や進路について考える会を定着させた	保護者会(地区別懇談会)へ参加することで保護者自身が考える機会となる。進路について考える会で顔が見える関係ができ見学がしやすくなる。また、事業所が一同に会するため選択肢が広がる結果となっている。今後も継続していく	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	社会福祉協議会	
No.113		自主製品販路拡大への支援 障害のある人の働く場の確保や、就労系サービス事業所の自主製品販路拡大のため、必要に応じて商店街の空き店舗等の情報を提供します。また、市役所等においても、展示・販売の場を提供します。	市役所食堂にて販売場所の確保	令和元年度はこすもす畑、ぬくもり福祉会の2団体が販売した。	○	○	自主製品の販路拡大のため、市役所食堂での販売場所を提供した。	今後も継続して事業を行い、働く場所の確保や販路拡大に努める。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課		
		若者の自立・就労支援施設による受け入れや中心市街地における商店街の空き店舗の情報提供	市ホームページにより空き店舗補助金について周知した。	○	○	概ね達成した。	障害者計画における空き店舗補助金の事業効果は不明。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	商工課			

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課	
第5章 就労相 談・情 報提 供	3	(1) 相談支 援体制 の充実	No.114	募集情報の提供、職業相談の実施 公共職業安定所と連携し、人材募集情報の 提供や職業相談を実施します。	継続実施	令和元年度も就労相談員を1名 配置し、就労相談や企業への取 り次ぎを行った。(No.103と同 様)	○	○	就労相談員が窓口となり、相談者 の方に情報提供や企業への取次 ぎ、就労に関しての相談を聞くことが できた。	引き続き事業を継続し、就職を希 望しつつ障害のある人の雇用促進に 取り組む。	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	障害福祉課	
			No.115	就労相談の推進 就労相談員による職場開拓や就労相談を推 進し、職場との連携を図りながら、一般就 労への支援や職場への定着を支援します。	就労相談員による就労相談や必 要に応じた企業への訪問の実施	ハローワークと連携し、障害者 就職面接会等による一般就労へ の支援を行った	○	○	ハローワークとの連携に加え、商 工会議所と連携して、会員向けに 雇用セミナーを実施した。	就労相談員による職場開拓や就労 相談を継続していく。	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	障害福祉課	
			No.116	障害者就業・生活支援センターの利用促進 就業とそれに伴う日常生活上の支援を行う 障害者就業・生活支援センターの利用が促 進されるよう、新たに開設されたセンター の周知に努めます。	障害者就業・生活支援センター の周知に努める。	相談者に対し、必要に応じ障害 者就業・生活支援センター周知 を行った。	○	○	障害者、障害者を雇用する企業か らの相談に対し、障害者就業・生 活支援センターを案内した。	障害者就業・生活支援センターの 利用希望者が引き続き適切なサー ビスが受けられるよう、運営主体 である愛知県に働きかけていく。	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	障害福祉課	
	2	創 業・ 起 業 等 の 支 援	No.117	仲間づくりの推進 創業・起業等に向けて、障害のある児童生 徒の保護者の仲間づくりを、特別支援学校 等と連携しながら進めます。	特別支援学校等連絡会議へ出 席。	岡崎特別支援学校の連絡会議に 出席した。	○	○	特別支援学校の連絡会議に出席 し、連携を図った。	今後も特別支援学校等連絡会議に 出席し、連携して仲間づくりの推 進に取り組む。	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	障害福祉課	
			No.118	商工会議所等との連携とノウハウの提供 障害のある人の創業・起業を支援するた め、商工会議所等と連携し、ノウハウの提 供を行います。	就労講演会を就労担当者会と連 携して開催する。	・令和元年度は大見工業、でん まあと安城北部の障害者雇用の 取り組み講演してもらった。 ・令和元年度障害者の就労は67 名	○	○	令和元年度は就労講演会を商工会 議所と自立支援協議会就労担当者 会とが連携して開催を行った。	今後とも自立支援協議会と商工会 議所とが連携して就労講演会等 を開催する。	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	障害福祉課	
				商工会議所や金融機関と連携した 支援や専門家による指導 信用保証料補助制度やチャレン ジ融資利子補給制度を紹介	各種セミナー、支援制度を実施 した。	概ね達成した。	○			障害者の創業ニーズは低い。 平成29年10月に安城ビジネスコン シェルジュを開設し、障害の有無 に関わらず、創業・起業支援を開 始した。	3：継続 (現状維 持)		商工課	
			No.119	小規模作業所等の設立支援 障害のある人の就労へのニーズに対応する ため、保護者、社会福祉法人、NPO法人 等による小規模作業所等の設立に対して、 空き店舗等の活用を含め、身近な場所にお けるサービス拠点の整備を支援します。	必要に応じて設立支援のための 補助制度の検討。	令和元年度について実績はあり ません。	—	—	数年間補助制度の対象がない	平成18年の障害者自立支援法施行 後、一定の要件を満たす小規模作 業所は法定事業実施が可能となっ たため、障害者福祉計画等に基づ くサービス見込み量を踏まえ、そ の後の障害者総合支援法等に基づ く事業に取り組む法人等支援に移 行。	4：継続 (縮小)	4：継続 (縮小)	障害福祉課	
		若者の自立・就労支援施設による 受け入れや中心市街地におけ る商店街の空き店舗の情報提供	市ホームページにより空き店舗 補助金について周知した。	○			概ね達成した。	障害者計画における空き店舗補助 金の事業効果は不明。	3：継続 (現状維 持)	商工課				
	第6章 保 健・ 医 療	1	(1) 生活 習 慣 病 予 防 と	No.120	特定健康診査等の実施 生活習慣による疾病予防や、疾病が進行し 障害となることを防ぎ、健康づくりを支援 するため、特定健康診査や後期高齢者医療 健康診査を実施します。特定健康診査後 は、健診結果により、特定保健指導等を実 施します。	特定健康診査等の実施と、特定 健康診査後の指導の実施	継続 特定健康診査及び特定保健指導 の実施、後期高齢医療健康診査 の実施	○	○	特定健康診査、特定保健指導及び 後期高齢者健康診査を実施し、疾 病予防等に役立てることができ た。	継続して実施する。	3：継続 (現状維 持)	3：継続 (現状維 持)	国保年金課
						継続実施	実施済	○			健康診査、特定保健指導等を実 施した。 受診率の向上を目指す。	引き続き、特定健康診査等を実 施し、健康づくりを支援する。		3：継続 (現状維 持)

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課評価	施策評価	H27～R元年度5年間の成果と課題	次期計画へ向けての事業の方向性	担当課5年間評価	施策5年間評価	担当課
1	疾病の予防	こころの健康づくりの推進	No.121	健康診査の受診の促進 特定健康診査や後期高齢者医療健康診査の周知を図り、健康診査の受診を働きかけます。	特定健康診査等の普及啓発を図る。	継続 広報あんじょうや市ウェブサイトにて啓発記事を掲載。また、特定健康診査未受診者に受診勧奨通知を送付した。	○	○	特定健康診査等の普及啓発を実施できた。現状よりもさらに普及させるために、効果的な啓発を行っていく必要がある。	継続して実施する。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	国保年金課
				継続実施	実施済	○	○	対象者へ周知を図った。受診率の向上のために周知を続けていく。	引き続き、健康診査の周知をし、受診を促す。	3：継続（現状維持）	健康推進課		
			No.122	こころの健康づくりの推進 社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。	継続実施	実施済	○	○	H30年度に自殺対策計画策定。計画概要版を作成し、ゲートキーパーの啓発、相談機関を周知している。	積極的にゲートキーパーの養成をすすめ、合わせて相談機関を周知していきます。	2：継続（拡充）	3：継続（現状維持）	健康推進課
				保健所等から配布される資料や地域活動支援センターのチラシの設置。	今年度も保健所等からの配布資料を窓口設置した。	○	○	窓口・事務室付近のラック等に設置して周知した。	ポスター、チラシの掲示・設置は窓口、廊下沿いの来庁者に見やすい位置で設置できているので、管理や配置に配慮して継続していきたい。	3：継続（現状維持）	障害福祉課		
			(2) 介護予防の推進	No.123	高齢者の生活機能の維持向上 高齢者の生活機能の低下を予防するため、介護保険制度による介護予防事業等を実施します。	改正された介護保険制度の下、介護予防事業の普及啓発を行い、介護予防事業等を実施します。	○	○	総合事業における一般介護予防事業の実施、生活支援体制整備事業の実施により、介護予防に資する通いの場を充実させることができた。	今後ますます介護予防の必要性が高まることから、現在の事業を継続して実施していく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	高齢福祉課
					介護予防の実施。	高齢者向けの介護予防講座を実施するとともに、40歳から参加できる介護予防を開催した。	○	○	町内健康体操健康教室の実施会場を増やすことができた。高齢者介護予防講座を開催し、参加者が増加した。	現行事業を継続するとともに、40歳から参加できる事業を継続及び拡充をしていく。	2：継続（拡充）	社会福祉協議会	
2	医療サービスの促進	No.124	かかりつけ医の促進 身近な医療機関で継続して受診できる、かかりつけ医を持つよう働きかけます。	事業所などを介して働きかける。	窓口応対時や事業所等からの働きかけを行った。	○	○	窓口応対等で働きかけを行った。	引き続き、かかりつけ医をもつよう働きかける。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課	
			継続実施	実施済	○	○	広報あんじょう9/1号折込チラシにて、かかりつけ医を持つよう働きかけた。	引き続き、かかりつけ医をもつよう働きかけていきます。	3：継続（現状維持）	健康推進課			
		No.125	入院中の院内における支援の実施 知的障害等のある人が入院したときに、普段から障害のある人を理解しているサービス提供事業者が支援員を派遣し、医療施設内での意思の疎通を図るサービスについて、意思疎通支援事業として実施します。	事業開始	平成30年度まで実績がないため入院時コミュニケーション支援事業要綱はH31.3.31付けで廃止。また、国の制度（サービス）でH30年度から代替で実施。	-	-		平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害支援区分6の者については入院中も「重度訪問介護サービス」においてコミュニケーション支援も行うことができるようになったため、制度の周知に努める。	7：事業廃止	7：事業廃止	障害福祉課	
		No.126	自立支援医療の実施 心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費を給付します。	更生医療、育成医療の適正な実施	令和元年度も引き続き自立支援医療を適正に実施した。	○	○	更生医療、育成医療について毎年適正に給付している。	引続き、適正に実施する。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課	
精神通院医療費助成の適正な実施	継続 精神通院にかかる申請を県に進達し、認定後交付した。精神通院にかかる医療費の一部を助成した。		○	○	助成者数、助成額とも大きく伸びている。年度更新の必要があり、受給者にも負担となっているが、受給者が増える現状では、事務負担がかなり大きい。	継続して実施する。自己負担限度額分の市単独助成については、自立支援の普及や障害者雇用の普及が進めば不要と考えており、社会情勢により見直していきたい。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	国保年金課				

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評価	施策 5年間評価	担当課	
			No.127	医療費の助成 障害のある人の医療費軽減のため、障害の程度により、障害者医療として医療費の助成を実施します。	障害者及び精神障害者の医療費助成の適正な実施	継続 一定の障害のある人へ、医療費助成を行った。 精神通院にかかる医療費の一部を助成した。	○	○	助成者数、助成額とも伸びている。障害福祉課からの案内方法を改良してきたことにより、受給資格に該当しながら助成を受けていない人が減少していると考えている。	継続して実施する。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	国保年金課	
			No.128	難病患者の医療費助成に関する情報提供 難病患者への医療費助成の制度変更については、関係機関と連携して情報提供に努めます。	保健所等から配布される資料を通じて情報提供の実施	衣浦東部保健所等から配布される資料の窓口設置を行い、情報提供を行った。	○	○	窓口・事務室付近のラック等に設置して周知した。	ポスター、チラシの掲示・設置は窓口、廊下沿いの来庁者に見やすい位置で設置できているので、管理や配置に配慮して継続していきたい。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
第7章 相談・情報提供	1 相談・情報提供の充実	(1) 相談窓口の充実	No.129	相談支援事業の充実 基幹相談支援センター（ふれあいサービスセンター）を核とした相談支援ネットワークを強化し、訪問相談等について自立支援協議会で検討します。 高齢で障害のある人には、在宅介護支援センター、地域包括支援センターにおいても相談に応じます。 障害児相談支援については、「（仮称）子ども発達支援センター」の整備にあわせて充実を図ります。 なお、高い専門性を必要とする内容については、保健所や発達障害者支援センター等専門相談機関へつなげていきます。	自立支援協議会の活用と児童発達支援センター整備による障害児相談支援の充実	自立支援協議会の相談支援担当者会において協議を行い、連携強化・充実に繋がった。	○	○	自立支援協議会の相談支援担当者会において協議を行い、連携強化を行った。	子ども発達支援センターの職員が自立支援協議会共生のまち部会等に参加し、障害児相談支援の充実を図る。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課	
					自立支援協議会を通して、相談支援事業所間、相談支援員間のネットワーク強化に努める。	市内の相談支援事業所をそれぞれ3回訪問した	○		事業所を訪問することで顔の見える関係が構築され、連携がしやすくなった。	事業所訪問の継続とともにそこから見えてきた課題を協議、検討していく必要がある。	3：継続 (現状維持)			
					地域包括支援センターにおいて障害を持つ高齢者及び家族に障害を持つ人がいる高齢者の相談に応じます。	地域包括支援センターと障害サービス事業所との交流会を通じ、互いの制度の理解に努めました。	○		包括支援センターにおいて、高齢の障がい者の相談には既に応じていますが、8050問題など、世帯困難事例を把握した場合は、障害福祉課と連携し解決に努めています。 課題として、障がい者として認定されていないが、何らかの精神障がいを持っている非高齢者への支援をどこが行うのかという狭間の問題があります。	引き続き地域包括支援センターにおいても障害への理解、連携が深められるよう交流会や事例検討を実施していきます。	3：継続 (現状維持)			高年齢福祉課
					相談支援事業所への補助 相談支援事業所に対しては、引き続き市独自の補助を行うことにより、ニーズに応じた計画作成の確保を図ります。	補助事業の継続実施	○		○	計画相談支援等事業運営費補助事業を行った。	引き続き、市内相談支援事業所へ補助を行い、計画相談、サービス等計画書作成の確保を行う。			3：継続 (現状維持)
No.131	相談支援担当者の専門性の向上 相談支援事業所や市の担当者の専門性の向上のため、研修への参加を促進します。	相談支援事業所へ研修への参加案内の周知や相談員の各種研修への参加	相談支援事業所宛の研修案内が県等からあったものを事業所に周知し、必要に応じて研修員は研修に参加した。	○	○	県等からの研修への参加案内を各相談支援事業所に周知し、必要に応じて相談員に各種研修に参加してもらった。	県等からの研修への参加案内について、相談支援事業所に周知し、積極的な参加を促す。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課				
		研修会に積極的に参加するとともに、相談支援事業所に向けての勉強会を行う。	主任相談員や現任者研修に参加した	○	○	資質向上のため1回事例検討を他係に参加を呼びかけ行った。 ファシリテーター育成のための研修会に参加した。	事例検討のファシリテーターの育成は今後も必要と考える。 事例検討会については、相談担当者会でも行えると良いと考える。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	社会福祉協議会				
No.132	手帳を所持していない障害のある人への対応 発達障害、高次脳機能障害、精神疾患、難病等で、障害者手帳を取得していない人に対しては、手帳を取得できる場合があることや、手帳がない場合にも医師の診断書があれば利用できるサービスがあることの周知を図ります。	相談時における周知やホームページでの周知	ウェブサイトでの周知に加え、窓口の相談時に必要に応じ周知を図った。 また、身体障害者手帳については、周知のため案内チラシを作成し、社会福祉協議会等へも配布した。	○	○	手帳を所持していない発達障害、高次脳機能障害、精神疾患、難病等の方に障害福祉サービスを支給した。	ウェブサイトや、窓口など様々な媒体、機会を活用して図る。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課				

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課			
		(2) 情報提供の充実	No.133	障害のある避難行動要支援者の把握 避難行動要支援者支援制度を活用し、町内福祉委員会による日ごころからの支援を通じ 障害のある人の状況把握に努めます。	障害のある人の状況把握の実施	社会福祉協議会が実施する見守り活動推進事業を通じて、市内の全76町内福祉委員会で状況の把握に努めました。	○	○	社会福祉協議会の支援を受け、全76の町内福祉委員会で見守り活動を展開できるようになった。	全町内福祉委員会での見守り活動が継続して行われるよう支援していく。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	社会福祉課			
			No.134	広報等による情報提供の充実 市や社会福祉協議会の広報紙等により各種の情報を提供するとともに、音声コード読み上げ装置等の活用について検討します。	広報へ各種情報の掲載	今年度も継続して広報へ各種情報を掲載した。	○	○	継続して、広報あんじょうなどを活用して行事、福祉サービスなどの情報を行った。	引き続き様々な媒体を活用し情報提供を行う。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課			
					声の広報の継続実施を行うとともにアクセシビリティに配慮したウェブサイトづくりを目指します	声の広報を実施した。また社協よりQRコード掲載しウェブサイトへのアクセシビリティが向上した。	○	○	声の広報を継続し情報弱者への配慮に努めた。H30年にウェブサイト进行全面更新し、アクセシビリティを向上させた。	情報弱者への配慮を継続する。引き続き情報弱者に配慮したウェブサイトづくりに努める。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	社会福祉協議会			
			No.135	利用しやすいウェブサイトの充実 誰でも情報を探しやすい見やすいウェブサイトづくりに引き続き努めます。また、障害のある人からご意見をいただきながら、障害者にとって利用しやすいウェブサイトづくりに努めます。	継続実施 利用のしやすさ及び質の向上に努める	継続 ウェブアクセシビリティに関する職員研修の実施、音声による広報ページの作成等	○	○	障害のある人からご意見をいただきながら、利用しやすいウェブサイトづくりを行いました。また、広報紙の音読データのウェブサイト掲載を継続して行いました。	利用しやすいウェブサイトの充実 誰でも情報を探しやすい見やすいウェブサイトづくりに引き続き努めます。また、障害のある人からご意見をいただきながら、障害者にとって利用しやすいウェブサイトづくりに努めます。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	秘書課			
			No.136	声の広報・点訳事業等の実施 「広報あんじょう」を音読した声の広報を継続するとともに、希望の書籍をボランティアにより点訳や音訳する事業等を支援します。	声の広報継続実施	令和元年度もひびきの会に依頼し、声の広報を継続実施した。	○	○	音訳ボランティアひびきの会の協力により、継続的に声の広報の作成をすることができた。	今後も事業を継続していく。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課			
					音訳や点訳を希望される方の相談に対応し、ボランティアによる支援につなげます。	視覚障がい者向けの資料作成の依頼を関係団体につないだ。	○	○	音訳や点訳活動が行いやすいよう支援を行い、相談があった際には団体へつないだ。	今後も音訳及び活動の支援を行っていく。また相談があった際は関係団体につないでいく。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	社会福祉協議会			
			No.137	ガイドブック等の作成・配布 障害のある人に関わるさまざまなサービス、制度等についてまとめたガイドブックやサービス事業者マップを作成し、配布します。	定期的な更新の実施	・愛知県福祉ガイドブックを購入し窓口配布した。(710部) ・障害児・者別の事業者マップを作成し窓口配布した。(計1,100枚)	○	○	障害者手帳の交付時や窓口での相談の際、ガイドブック等を配布し、福祉サービスの周知を行った。	引き続き事業を継続し、各種福祉サービスの周知に努める。安城市民向けのガイドブックを作成し、より安城市民にわかりやすい案内が可能にできるよう努める。	2：継続 (拡充)	2：継続 (拡充)	障害福祉課			
			2	意思疎通支援体制の充実	(1) 意思疎通支援事業等の充実	No.138	意思疎通支援者の派遣 手話通訳者、要約筆記者の意思疎通支援者の派遣を行います。なお、専門性の高い意思疎通支援者の派遣や調整の困難な広域的な派遣については県の事業となることから、円滑な対応に努めます。	事業の継続実施	令和元年度も引続き、手話通訳者・要約筆記者を派遣した。 ・手話通訳者：のべ391名 ・要約筆記者：58名	○	○	派遣依頼件数は横ばいもしくは増が続けていたが、登録者の減少が続く、要約筆記者は令和元年度大幅減となった。手話通訳者や要約筆記者の高齢化も今後と課題となった。	現在は手話通訳者・要約筆記者の登録者確保が最大の課題となっており、県・市社協の講座から、資格取得に進んだ志望者に登録を働きかける等、登録者増を推進したい。また、緊急時や休日対応をどのようにしていくか今後、検討していく。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課
						No.139	意思疎通支援者の技術・知識の向上と手話奉仕員の養成 意思疎通支援者の技術および知識の向上を目的とした研修の開催、県等の開催する研修への参加を促進します。また、手話奉仕員の養成については、社会福祉協議会に養成講座を委託するとともに障害者団体との連携により推進します。	養成講座の実施	元年度も社協に手話奉仕員養成を委託し、手話奉仕員養成講座を年40回開催し、受講人数20名、修了人数12名であった。(委託料638,000円)	○	○	年20回の講座を2回実施していた際は、抽選になる程申込があったが、年40回の講座にして以降、参加者が減少傾向にある。今後は、参加のしやすさと技術の向上の両立を目指していく必要がある。	新規に技術を学びたいという支援者を増やす。また、講座修了後も技術を磨き、支援者として活躍していけるようにすることを目指す。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課
						No.140	意思疎通支援事業の拡充 意思疎通支援事業については、あらゆる障害のある人に対する支援が可能であり、対象者や援助内容についての見直しを行い、事業の拡充を図ります。	手話要約筆記に加え、意思疎通に必要な支援内容を検討するほか、対象者の範囲について検討し、その支援者の確保に努める。	市役所内の各課に周知し、情報保障の拡充に努めた。また、筆談ボードを窓口業務のある課へ配布した。	○	○	筆談ボードを窓口業務のある課へ配置ができた。	窓口業務のある課へ筆談ボードの活用方法を周知し、窓口での意思疎通に活用してもらう。	3：継続 (現状維持)	3：継続 (現状維持)	障害福祉課

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課		
			No.141	移動型磁気ループの貸し出し 会議等において、聴覚障害のある人の補聴器の聞き取りを改善するための磁気ループ（移動型）の貸し出しを行います。	更新はせず、必要に応じて社会福祉協議会を案内します。	経年劣化により廃棄済	—	○	経年劣化した機器の更新はせず、必要に応じて社会福祉協議会を案内した。	社会福祉協議会に案内することで事業を継続する。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課		
				社会福祉会館と桜井福祉センターにて、必要な団体に対し、無償で貸出を行います。	1件の貸出に対応した。	○	移動型磁気ループの貸出を継続してきた。	貸出件数が少ないが必要があるため、貸出を継続するとともに、使用方法について職員間で共有していく。	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会					
			(2)ICTへの対応	No.142	障害者パソコン講座の実施 障害のある人を対象としたパソコン講座を開催し、パソコンの利用促進を図ることにより、障害のある人の主体的な情報収集能力を高めます。	総合福祉センターで障害者対象のパソコン講座を開催する。	パソコンボランティア等を講師に招き、講座を開催できた。	○	○	講座によりパソコンの技術を障害者に伝える機会ができた。時代の変遷とともに、スマートフォンなど多様な情報収集手段に対応していく必要がある。	パソコン講座だけに捕らわれず、障害者の主体的な情報収集を支援できる企画を検討していく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会	
					No.143	日常生活用具（情報・通信支援用具）の利用促進 日常生活用具である視覚障害者用パソコンソフトや上肢障害者用パソコン周辺機器の、給付制度を周知し利用を促進します。	広報等で周知し、適正な給付に努める。	手帳交付の際、日常生活用具一覧を渡し周知している。	○	○	広報等で周知し、適正な給付に努めた。	引き続き広報等で周知し、適正な給付に努める。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
						No.144	障害を理由とする差別解消のための啓発 市民に障害者差別解消法の趣旨や内容について周知徹底を図るため、パンフレットやポスター等の作成・配布、ホームページでの掲載を実施します。また、障害者差別解消支援地域協議会について、県、圏域の動向を踏まえ、設置について検討します。	周知内容の検討・HP掲載	令和2年1月21日から23日の間に、障害を理由とする差別解消のための研修を、市全職員に対して実施した。また、引き続き安城市ホームページで障害者差別解消法の趣旨や内容を掲載し、周知を行った。	○	○	平成28年4月1日に自立支援協議会に障害者差別解消支援地域協議会の機能を設置した。	引き続き事業を継続し、啓発活動を行う。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）
			3 権利の擁護	(1)障害を理由とする差別の解消の推進	No.145	職場における合理的配慮の提供義務等の周知（No.105再掲） 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行を踏まえ、法に盛り込まれた、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	法施行にあわせ、PRの実施。	6月の民生委員勉強会、11月の碧海信用金庫の窓口職員向け研修会で講演し、周知を行った。盲導犬を連れて障害者からの意見を受け、市内へそうした障害者の入店・入場に配慮を依頼した。	○	○	広報への記事掲載、民生委員勉強会、市内企業（碧海信用金庫）向け研修等で、周知を図った。	障害に対する理解の促進、差別や偏見の解消は一朝一夕に進むものではないため、定期的に行う広報あじょうなど様々な媒体を活用した情報発信、研修、行事等の機会をとらえて、引き続き広報・啓発活動に努める。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	障害福祉課
						市ホームページ等を通じた法制度の周知	市ホームページにより周知した	○	概ね達成した。	引き続き継続が望ましい。	3：継続（現状維持）	商工課			
			(2)権利擁護の推進	No.146	日常生活自立支援事業の促進 障害のある人や認知症高齢者等判断力が十分でない人が、安心してサービスを受けることができるよう、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を支援します。	社会福祉協議会へ補助を行い、事業の継続実施を支援する。	社会福祉協議会運営支援事業（福祉サービス利用援助事業）補助を行い、事業支援した。	○	○	社会福祉協議会運営支援事業（福祉サービス利用援助事業）補助を行い、事業支援した。	引き続き事業支援を行っていく。	3：継続（現状維持）	3：継続（現状維持）	社会福祉課	
					事業の周知とサービスの提供を行います。	講演会で制度の周知を図った。また契約者へ必要な支援を行った。	○	福祉関係機関からの問い合わせも多く、今後も制度の主旨等について積極的に周知していく必要がある。	制度の周知を継続する。また認知症高齢者などの増加に伴い契約者の増加が見込まれるため、契約者に適切な支援を行うための職員の人材育成を行う。	3：継続（現状維持）	社会福祉協議会				

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	令和元年度の目標	令和元年度の成果	担当課 評価	施策 評価	H27～R元年度 5年間の成果と課題	次期計画へ向けての 事業の方向性	担当課 5年間評 価	施策 5年間評 価	担当課
			No.147	成年後見支援事業の実施 身寄りがない等当事者による申立てができない場合は、市が代わって法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判の申立てを行います。また、社会福祉協議会では、成年後見制度の啓発や相談を行うほか、低所得者のための法人後見を行います。	法定後見の継続実施と社会福祉協議会へ補助を行い、事業の継続実施を支援する。	成年後見が必要な障害者に対し、市長申立てを行うとともに社会福祉協議会の法人後見等受任にかかる費用補助を行った。令和元年度は2件の市長申立てを行った。	○	○	必要とする人が成年後見等を受けられるよう支援を行った。高齢化や家族の形の変化により、今後より一層ニーズが高まると考えられる。	国の成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、成年後見制度利用促進を図るために必要な施策を講ずる。	2：継続 （拡充）	2：継続 （拡充）	障害福祉課
				低所得等の理由により適切な後見人が得られない人を対象に、法人後見の受任を行います。	関係機関と連携しながら適切に受任者の後見業務を行った。	○	安定的に受任者の後見業務を行いながら、新規相談時には専門職の助言を受け対応したが、今後は相談業務の在り方を整理する必要がある。	法人としての後見業務を適切に行う。また弁護士や司法書士による後見制度市民相談会等を実施し、後見支援センター機能の充実に努める。	3：継続 （現状維持）	社会福祉協議会			
			No.148	成年後見制度等の周知 成年後見制度の周知を図るとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業についても周知に努めます。	事業の継続実施（障害福祉課分のHP作成）	・引き続き障害福祉課ウェブサイト「その他のサービス」の中に掲載し周知啓発している。	○	○	継続的にウェブサイトで成年後見制度の周知を図った。また、社会福祉協議会とも協力し、周知啓発を行うことができた。	成年後見制度支援事業についても市民に広く周知できるよう啓発活動に努める。	3：継続 （現状維持）	3：継続 （現状維持）	障害福祉課
				社協広報紙への特集記事の掲載や講演会を開催します。	広報紙やホームページで周知を行った。また年2回講演会を開催した。	○	成年後見人の必要性と共に市民の関心も高まり、講演会参加者や相談者が増加してきた。	市民の問い合わせに答えられるよう、成年後見制度のほか、市民後見人など関係の制度についても案内できるよう人材育成に努める。	3：継続 （現状維持）	社会福祉協議会			
			No.149	虐待等の防止 障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けて、市民、企業等への啓発に努めます。 また、虐待に関する情報提供があった場合には、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心にケース検討を行い、早期対応を図ります。	ホームページ掲載及び必要に応じケース会議の開催	・引き続き障害福祉課ウェブサイト「障害者虐待防止法について」記事掲載し周知啓発している。 ・令和元年度は20件の相談・通報があり、虐待認定した件はなかった。	○	○	虐待についての法改正以後、障害福祉課が介入・関与する回数が増えた。通報を受けた後の早急な本人の安否確認など負担が増えた一方で係の人員数は変化がなく、また高齢者、家庭内暴力等に比べ分離などの取りうる手段が依然として乏しい。	今後も虐待通報、相談は増加が見込まれるため、市内福祉団体との協力を進めたい。 虐待に関する情報提供後の安否確認や支援の全体の流れを整理する必要がある。	3：継続 （現状維持）	3：継続 （現状維持）	障害福祉課